

改訂意匠審査基準（案）

1. 第 1 部第 2 章「意匠登録出願に係る意匠の認定」	p2
2. 第 2 部第 1 章「工業上利用することができる意匠」	p4
3. 第 5 部「一意匠一出願」	p20
4. 第 6 部「先願」	p25
5. 第 7 部第 1 章「部分意匠」	p33
6. 第 7 部第 2 章「組物の意匠」	p67
7. 第 7 部第 4 章「画像を含む意匠」	p78
8. 第 8 部第 2 章「補正の却下」	p153
9. 第 10 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」	p156
10. 第 11 部第 8 章「部分意匠の国際意匠登録出願」	p170
11. 第 12 部第 2 章「各論」	p180
12. 別添 「組物の構成物品表の例」	p193

第 2 章 意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、以下の点どのような機能及び用途を有する物品に対しどのような形態（注）の創作がなされたかに関して、ということを、その意匠の属する分野における通常の知識に基づきいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第 6 条）とされてており、また、登録意匠の範囲を定める際ははにも、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第 24 条）とされているからである。

したがって、どのような意匠について意匠登録を受けようとするのかは、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から定められるものであって、開示されていない範囲の形態（他の図と同一又は対称の説明記載により図示省略された形態を除く。）については、意匠登録を受けようとする部分の形態として取り扱わない。

なお、願書に添付した図面等において、「参考図」として表された図における、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩は出願の意匠の形態に係る認定において考慮しない。

したがってまた、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。

また、願書に添付した図面等に参考図として表された図については、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは考慮しない。

（１）意匠に係る物品

当該意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

なお、意匠法施行規則別表第一（以下「別表第一」という。）の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品についてされた意匠登録出願の場合には、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されたその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明に基づいて用途及び機能を認定する。（意匠法施行規則様式第 2 備考 3-9）

（２）意匠に係る物品の、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（注）

当該意匠に係る物品の形態を認定する。

(注)

第 2 部「意匠登録の要件」第 3 章「創作非容易性」、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」、第 7 部第 2 章「組物の意匠」72.1.1.3「組物全体として統一があること」及び 72.1.1.3.1「組物全体として統一があると認められるものの類型」を除き、以下「形態」という。

第 1 章 工業上利用することができる意匠

21 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第 3 項及び第 4 項略）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

（第 2 項略）

意匠法施行規則

様式第 6 [備考]

7 図形（参考図の図形を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

8 立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組として記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底面図

9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が 1 対 1 対 2 分の 1 のもの）又はカバリエ図（当該比率が 1 対 1 対 1 のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものを記載する場合には、その右の欄に掲げる図の全部又は一部を省略してもよい。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図

背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- 10 平面的なものを表す図面は、各図同一縮尺により作成した表面図及び裏面図をもつて一組とし、原則として一組の図面は 1 枚の用紙に記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 12 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地ものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 13 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠が明らかに分かる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略してもよい。この場合、その省略箇所は、2 本の平行な 1 点鎖線で切断したように示し、かつ、その旨およびその省略箇所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 8 から 10 までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。
- 15 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。
- 16 部分拡大図を描くときは、その拡大箇所を当該部分拡大図のものと図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。
- 18 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について 8 から 10 までの図面及び 14 の図を加える。
- 19 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 20 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 24 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。
- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
 - ロ 外周の外周、内面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。
 - ハ 外周の外周、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか 2 以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

21.1 意匠法第 3 条第 1 項柱書の規定

意匠法第 3 条第 1 項柱書は、意匠登録出願されたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しなければ、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。

意匠登録出願されたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

~~したがって~~^す、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

(1) 意匠を構成するものであること (→

21.1.1)

(2) 意匠が具体的なものであること (→

21.1.2)

(3) 工業上利用することができるものであること (→

21.1.3)

21.1.1 意匠を構成するものであること

~~意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができるは意匠の創作を保護するための法律であり、意匠とは、意匠法第 2 条第 1 項において定義されている意匠、すなわち、~~物品の形態であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

よって、意匠登録出願されたものが、意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 物品と認められるものであること (→

21.1.1.1)

(2) 物品自体の形態であること (→

21.1.1.2)

(3) 視覚に訴えるものであること (→

21.1.1.3)

(4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→

21.1.1.4)

21.1.1.1 物品と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の形態についての創作でなければならず、物品と形態とは一体不可分であることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、意匠とは認められない。

(1) 意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

(2) 物品と認められないものの例

①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの、例えば、門、組立てバンガローは、物品と認められる。

②固体以外のもの

電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。

③粉状物及び粒状物の集合しているもの

粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であっても一定の形態を有していても、その集合体としては特定の形態を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形態を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

④物品の一部であるもの

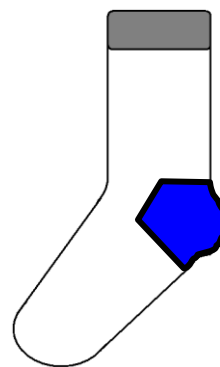
その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、そのみで通常取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品（部分品）は、それが互換性を有しており、かつ通常取引状態において独立の製品として取り引きされている場合には、物品と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」



「靴下」



21.1.1.2 物品自体の形態であること

意匠は、物品の形態であることから、物品自体の形態と認められないものは、意匠とは認められない。

(1) 物品自体の形態について

物品自体の形態とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形態をいう。

(2) 物品自体の形態と認められないものの例

①販売展示効果を目的としたもの

例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とは認められない。ただし、折り畳んだハンカチを別の物品の形に模して置物にしたような場合は、置物という物品自体の形態と認められる。

21.1.1.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第 2 条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第 2 条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

(1) 美感について

意匠法第 2 条第 1 項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

(2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

- ①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの
- ②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ②意匠に係る物品の形態

~~ただし~~、意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、美的創作として出願された意匠の創作の内容について、具体的な一の意匠としてに導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分であり、また、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

意匠に係る物品全体の形態が図面に表されていない場合は、図面において開示されていない範囲の形態（規則に従い省略した場合を除く）については意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部分についての部分意匠として取り扱う（具体的な取り扱いについては第 7 部第 1 章参照）。換言すれば、例えばまた、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

- ①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に合理的に善解し得る場合
- ②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 2 章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。

また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとして

も、具体的な一の意匠の創作の内容を直接的に導き出せない場合、意匠の創作の内容が具体的なものと認められない。

~~なお、以下の事例において、特許庁長官名による手続補正指令書（方式）が送付され、当該指令書に対する応答補正が提出されたときには、まず、出願当初の記載不備を有する願書の記載及び願書に添付した図面等から、意匠登録を受けようとする意匠が具体的なものと認められるか否かを判断し、次にその判断結果に基づいてその応答補正が出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか否かを判断する。（第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 1 章「補正」~~

~~参照~~①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合

②図が相互に一致せず、意匠の創作の内容を特定できない場合

③図面、写真などが不鮮明な場合

(i) 図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であることなどにより、~~正~~正確に意匠の創作の内容を知ることができない場合

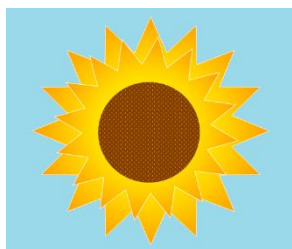
(ii) 鮮明な図面、写真などであっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものがあらわされていてがあらわされたものか判断できず、正確に意匠の創作の内容を知ることができない場合

~~ただし、コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において、外形形状を明確にするために、背景に単一色による彩色を施した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その彩色が、背景の彩色である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても背景の彩色であることが明らかな場合を除く。~~

~~＝~~方例え、下の例のように、図全体が出願の意匠の形態を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的なものと認められない。

背景の彩色についての説明が必要なものの例
意匠に係る物品「装飾用シール」

【表面図】



出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのかが不明

④意匠が抽象的に説明されている場合

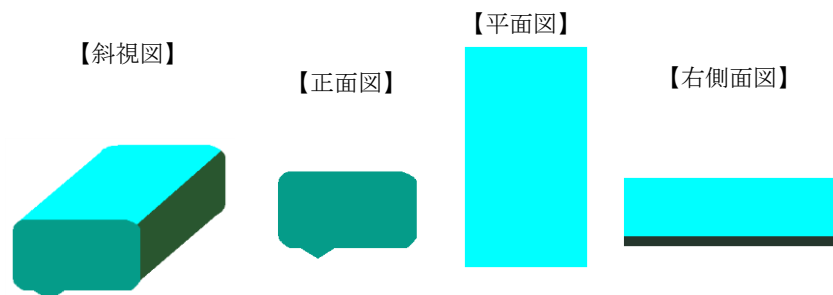
願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合

意匠の説明の欄で抽象的に説明した例【意匠の説明】 中間部のホースの長さは 30 cm から 5 m である

- ⑤材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合
(意匠法第 6 条第 3 項)
- ⑥変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合
動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合 (意匠法第 6 条第 4 項) (意匠法施行規則様式第 6 備考 20)
- ⑦着色した図面において一部に着色していない部分がある場合
ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。 (意匠法第 6 条第 6 項)
- ⑧図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合 (意匠法第 6 条第 7 項) (意匠施行規則様式第 6 備考 24)
- ⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を 表されることに基づき、意匠が特定できない した場合。

意匠が特定できないものの例

意匠に係る物品「消しゴム」



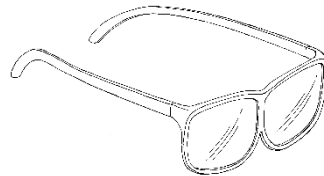
-(i)- ※説明がないと、面ごとに異なる色彩である創作なのか、単色の創作で光の当たり方による陰の濃さの変化により色彩に違いが出ているのか明確でない。

ただし、下記の場合は除く

イ 形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合 (意匠法施行規則様式第 6 備考 7)、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機

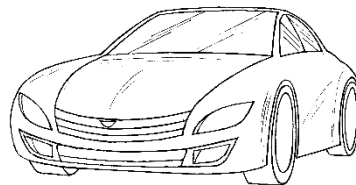
能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合を除く。

説明の記載の省略がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかと認められるものの例



意匠に係る物品「眼鏡」

「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではない。



意匠に係る物品「乗用自動車」

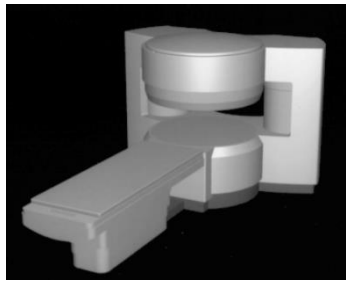
「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でない。

~~コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において「陰」としての明度変化を表している場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その明度変化が「陰」である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても「陰」であることが明らかな場合~~

~~ただし、下のbの例のように、各面に表された彩色が「陰」であるのか否か明らかなでない場合には、意匠が具体的なものと認められない。~~

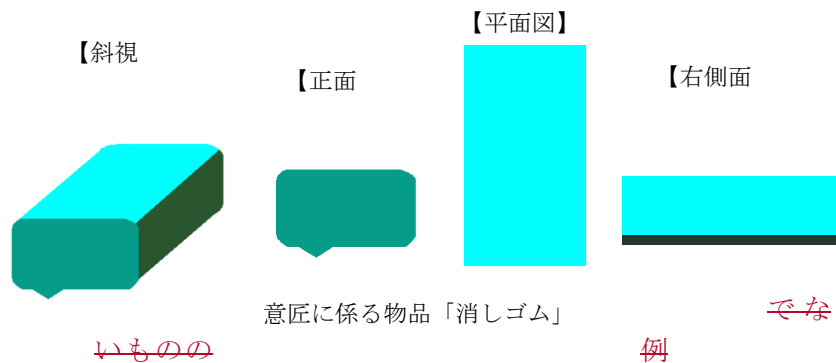
~~a 説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例~~

資料 4



意匠に係る物品「医療用画像撮影機」 意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

~~も~~ 説明の記載がなければ明度変化が「陰」であるか否か明らか



- (ii) 物品に表された文字、標識は以下のように取り扱う。
- ~~イ~~ 物品に表された文字、標識は、下記のロに掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。
- ~~ロ~~ 物品に表された文字、標識のうち、専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。
- ~~例としては以下のとおり。~~ を除き、意匠を構成するものとして扱う。

専ら情報伝達のためだけに使用されている文字等の例

- a 新聞、書籍の文章部分
- b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

⑩ 立体を表す図面が下記に該当する場合

- (i) 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が 1 対 1 対 2 分の 1 のもの）又はカバリエ図（当該比率が 1 対 1 対 1 のもの）に限る。）等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合。~~いない場合~~

ただし、~~下記のものは除く。~~

~~イ 大型機械などの写真で、正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法により作成した図と同様の写真を作成することが困難な場合において、斜視図のように作成された写真~~

~~ロ 模様を表したコップのように、模様を展開図に表した方が意匠を正確に知ることができ、かつ形状を正確に展開できる場合において、模様部分の展開図と模様を省略した形状を表す図とを併用した図面を除く。~~

(ii) 各図の縮尺が相違~~する~~し、一の意匠が特定できない場合

(iii) 物品全体の形態が示されていない場合~~6面図が揃っていない場合~~（立体的なものの場合）

~~ただし、下記のイないしニの場合は除く。~~

※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。

イ 開示された部分を「意匠登録を受けようとする部分」、開示がなされていない部分を「その他の部分」と捉えた場合に、①当該部分の用途と機能、②当該部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲、③当該部分の形態、④「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界のいずれもが明確であり、一の意匠を特定することができる場合

ロ 正投影図法により作成した図について、他の図と同一又は対称である次の表の左の欄に掲げる場合において、その右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合

（意匠法施行規則様式第6備考8）

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背一面図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底一面図
正面図、背面図、左側面図 ——及び右側面図が同一の場合	背一面図 左側面図 右側面図

~~ロハ~~ 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図による場合であって、次の表の左の欄に掲げる図を記載しているときに、その右欄に掲げる図の全部又は一部を省略している場合

（意匠法施行規則様式第6備考9）

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
----------------	---------------

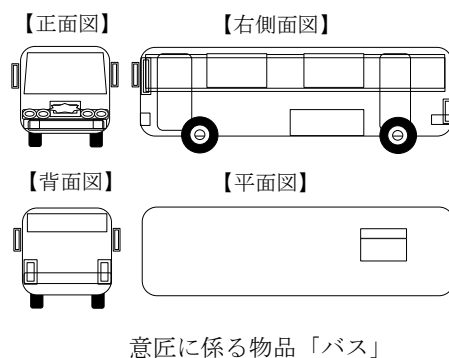
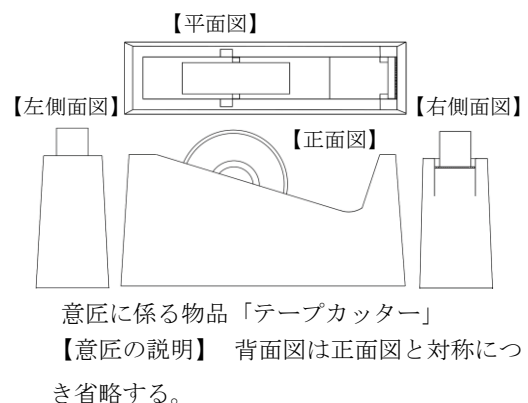
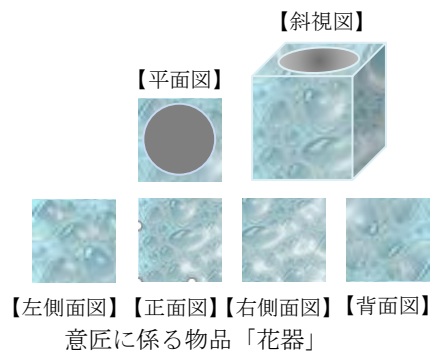
資料 4

背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

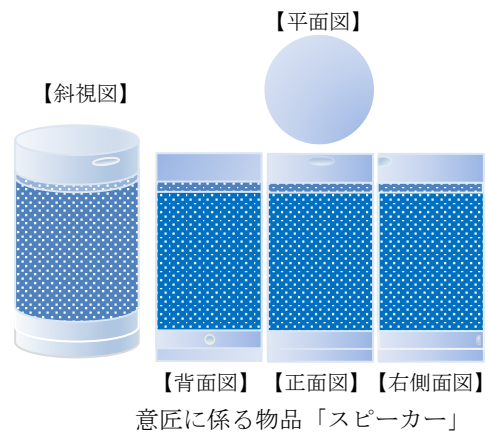
~~ハ 底面図が不足する場合であっても、以下の a 又は b で
あつて通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図
がなくても願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、
具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合
a 床面や卓上などに置いて使用するもの
b 車両などの重量物~~

~~（注） 床面や卓上などに置いて使用するものとは、使用時に持ち上げることの
ないものをいう。例えばティーポットのように、持ち上げて使用するもの
は除く。（参考：平成 12 年（行ケ）58 号「ティーポット」事件）~~

~~底面図がなくても意匠が具体的に認められるものの例~~

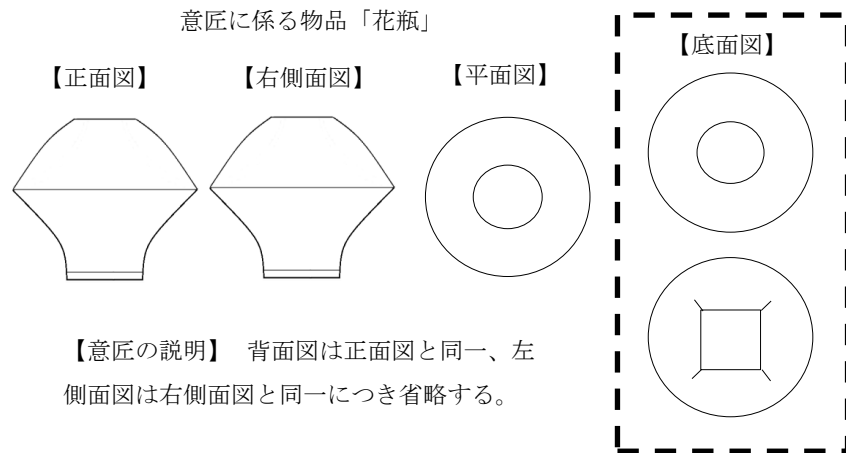


【意匠の説明】 左側面図は右側面図と対称
につき省略する。



【意匠の説明】 左側面図は右側面図と対称
につき省略する。

底面図がなければ意匠が具体的に認められないものの例



~~※この例では、右枠内のように、様々な態様が想定されるため、具体的な意匠を導き出せない。~~

~~ニ 意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合において、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合~~

~~ホ 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、以下の a から e のいずれかに該当する図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合~~

~~a 正面図又は背面図のいずれか一方~~

~~b 左側面図又は右側面図のいずれか一方~~

~~e 平面図又は底面図のいずれか一方~~

(iv) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していない場合（意匠法施行規則様式第 6 備考 9）

⑪ 平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

(i) 各図の縮尺が相違し、一の意匠を特定することができない場合

(ii) 2 面図が揃っていない場合（平面的なものの場合）

ただし、下記のイ又はロの場合を除く。

※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。

イ 開示された部分を「意匠登録を受けようとする部分」、開示がなされていない部分を「その他の部分」と捉えた場合に、①当該部分の用途と機能、②当該部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲、③当該部分の形態、④「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界のいずれもが明確であり、一の意匠を特定することができる場合

ロ 次の表の左に掲げる場合において右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合を除く。

(意匠法施行規則様式第 6 備考 1 0)

表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合 裏面図が無模様の場合	裏 面 図 〃
-----------------------------------	------------

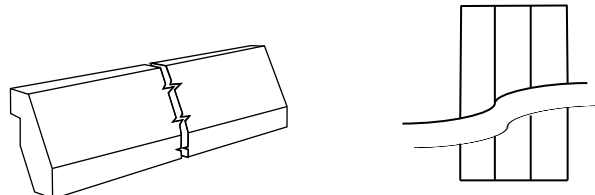
(注) 平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

⑫形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合(意匠法施行規則様式第 6 備考 1 2)

⑬意匠法施行規則様式第 6 備考 1 3 によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

(i) 何れの部位を省略しているのか不明確である場合 省略箇所が 2 本の平行な 1 点鎖線で切断されていない図面

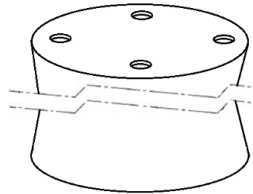
省略箇所を特定できるものの例



- (ii) 省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がなく、意匠登録を受けようとする意匠全体のプロポーシオンを特定できない等、意匠の創作の内容を特定できない場合

意匠全体のプロポーシオンを特定できないものの例

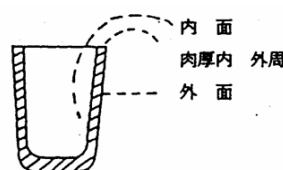
【事例】「護岸ブロック」



- ⑭ 6 面図又は 2 面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合
- (i) 意匠法施行規則様式第 6 備考 1 4 に規定する展開図、断面図、拡大図など
 - (ii) 積み木、組木にあつては意匠法施行規則様式第 6 備考 1 9 に規定する斜視図
- ⑮ 断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合
- (i) 切断面に平行斜線が不完全又ははない場合
 - (ii) 切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合
- ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 5）
- ⑯ 部分拡大図について、その拡大箇所の表示（切断鎖線、符号、矢印）がない場合（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 6）
- ⑰ 分離できる物品が下記に該当する場合
- ふたと本体のように分離することができる物品であつて、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 8）
- ⑱ 透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第 6 備考 2 4 の規定によって作成されていない場合

（注） 備考 24 に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示



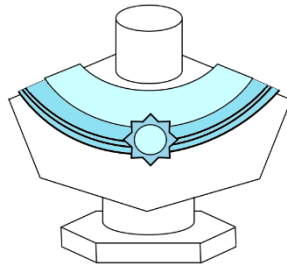
- (i) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考 2 4 イの要領で表す。
ただし、肉厚は表さない。
- (ii) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考 2 4 ロ、ハの要領で表す。
なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。(意匠法第 6 条第 7 項) (上記⑧参照)

⑭ 図面中(参考図を除く)に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

図面中(参考図を除く)には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ例外のものを明確に認識できる場合を除く。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例

【事例】「首飾り」



【意匠の説明】

白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものは特定できるが、意匠登録を受けようとする意匠の形態が不明であり、意匠が具体的にないものの例

【事例】「マフラー」

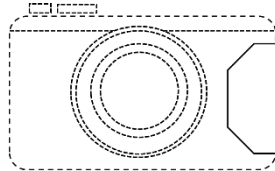


【意匠の説明】

写真中、黒い針金で形成した展示具及びテーブルクロスは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

⑳ 出願に係る意匠が、部分意匠であるのか、部品の意匠であるかが不明である場合

【事例】Grip Part of Camera



グリップパーツの部品意匠であるのか、カメラのグリップ部の部分意匠であるのか不明確。

21.1.3 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、特許法、実用新案法にいう産業上利用することができる発明又は考案とは異なり、工業的方法により量産可能なものに限られる。例えば、農具は農業に使用されるものであるが、農具そのものは工業的方法により量産されるものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

(1) 工業上利用することができることについて

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実には工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

(2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第 3 条第 1 項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然物をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。

②土地建物などの不動産

工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。（上記 21.1.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照）

③純粋美術の分野に属する著作物

このような著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。

第 5 部 一意匠一出願

51.1 意匠法第 7 条の規定

意匠法第 7 条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないことについて規定したものである。

意匠法第 7 条は、設定する権利内容の明確化という観点から定められ、一つの意匠について排他的独占権である意匠権を一つ発生させることにより、権利の安定性を確保し、無用な紛争を防止するためにとられた手続上の便宜及び権利設定後の権利侵害紛争等における便宜を考慮したものである。

また、意匠法第 6 条で願書に記載する旨規定している「意匠に係る物品」の欄の記載を意匠登録出願人の自由にまかせて、例えば、「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて、その用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めたものと同一の結果を生ずる。したがって、物品の区分については別に経済産業省令で定めることにしたのである。

51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分

経済産業省令で定める物品の区分とは、意匠法施行規則第 7 条に規定する別表第一に表された物品の区分である。

意匠法第 7 条の経済産業省令で定める物品の区分によりという規定を受けた別表第一は、物品の区分を例示している。ただし、2,400 余りの物品の区分を単に 50 音順に列記したのでは適切な区分の検索が容易でないので、それらを 65 の物品群に大別し、さらにその中を適宜共通する群ごとにまとめている。別表第一の上段及び中段の表示は、単に下段の物品の区分の見出しとして位置づけられるものである。

下段に記載された物品の区分は、その意匠を認識するために必要な物品の名称の大きさを示すものであって、その物品の用途が明確に理解され、普通使用されている物品の名称と認められるものである。

51.1.2 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

(1) 当該分野において一般的な名称となっていないもの

~~(1-2)~~ 商標名、何何式等固有名詞を付したもの

~~(2-3)~~ 総括名称を用いたもの

(例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)

(4) 外国文字を用いたもの

(5) 省略された物品の区分であって普通名称化していないもの

- ~~（３）構造又は作用効果を付したもの~~
(例、何何装置、何何方法)
- ~~（４）省略された物品の区分~~
~~（例、８ミリ）~~
- ~~（５）外国文字を用いたもの~~
- ~~（６）日本語化されていない外国語を用いたもの~~
- ~~（７）用途を明確に示していないもの~~
~~（例、ブロック）~~
- ~~（８）組~~（意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）
によらないもの）であるにもかかわらず「一組」との語を用いたもの、
セット、揃、ユニット（歯科用ユニットを除く。）、
一對、一足等の語を用いたもの
- ~~（９）形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの~~
- ~~（１０）材質名を付したもの~~
~~（例、何何製）~~
ただし、普通名称化している場合は除く。

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

- （１）二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- （２）図面等において二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したものを含む。）
ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品を構成する個別の構成要素（以下、「構成要素」という。）が複数表されている場合、意匠登録出願に係る意匠が二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

- （１）図面等に複数の構成要素が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成要素が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の物品であると判断する。

一方、複数の構成要素において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には二以上の物品と判断する。

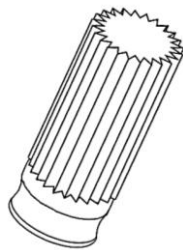
ただし、当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合には、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。

- ① 全ての構成要素が物理的に一かたまりのものである場合や、形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一つの形態としてのまとまりがある場合
- ② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

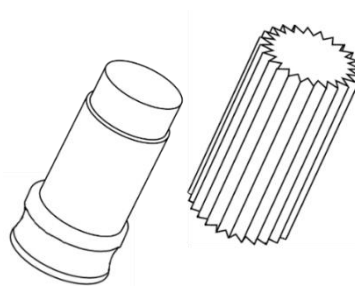
(2) 一の物品と判断されるものの例

【事例 1】「容器付き固形のり」

【斜視図】



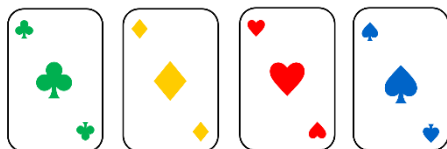
【蓋を外した状態の斜視図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 2】「トランプ」

【表面図 1】



【表面図 2】



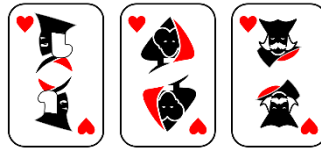
【裏面図】



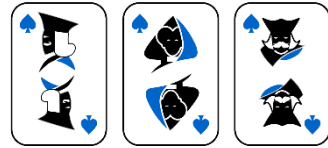
【表面図 3】



【表面図 4】

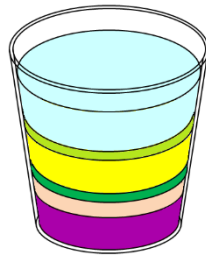


【表面図 5】



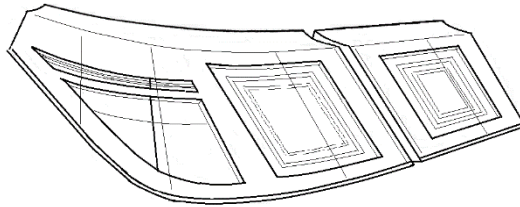
※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 3】「容器付きゼリー」



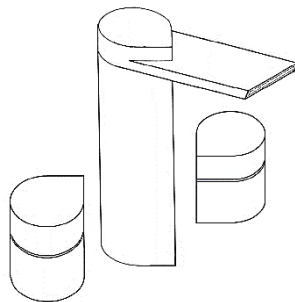
※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 4】「乗用自動車用尾灯」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

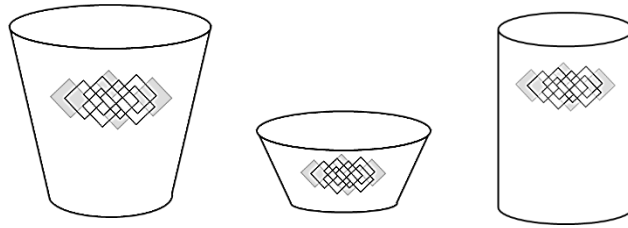
【事例 5】「湯水混合水栓」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

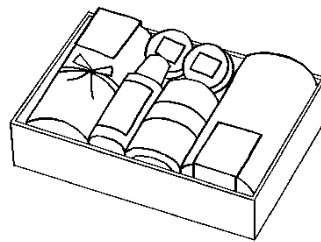
(3) 二以上の物品と判断されるものの例

【事例 1】「コップ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 2】「ギフトセット」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

51.1.2.3 部分意匠についての取扱い

部分意匠についての意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.7.1「意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例」を参照されたい。

第 6 部 先願

61 関連条文

意匠法

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

5 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

61.1 意匠法第 9 条の規定

意匠登録制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものである。したがって、一の創作について二以上の権利を認めるべきではない。

意匠法第 9 条は、そのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があつたときには、一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができる旨規定したものである。

61.1.1 意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用の対象となる意匠登録出願

意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士に加え、全体意匠と部分意匠についても、~~すなわち、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ意匠登録出願同士において~~その適用について判断する。

したがって、例えば、先に部分意匠の意匠登録出願がされ、後日に全体意匠の意匠登録出願が同一又は類似の物品についてされた場合、先願が登録され、後願の全体意匠が先願の部分意匠に類似しているときには、後願の全体意匠に対し意匠法第 9 条第 1 項の規定を適用し、同日に同一又は類似の物品について、全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願がされた場合、それらが互いに類似しているときには、意匠法第 9 条第 2 項の規定を適用する。

~~したがって、例えば、先に部分意匠の意匠登録出願がされ、後日に全体意匠の意匠登録出願がされたとき、あるいは同日に全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願がされたときは、仮にそれぞれの意匠登録出願の願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分が同一であっても、全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願とは、いずれの場合も意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については判断しない。~~

61.1.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型

以下のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 1 項の規定の適用について先願の意匠登録出願と取り扱う。

- (1) 設定の登録がなされた意匠登録出願
- (2) 同日に出願された同一又は類似する意匠について、意匠法第 9 条第 2 項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

61.1.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型

以下の (1) から (4) のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用について初めからなかったものとみなす。

- (1) 放棄された意匠登録出願
- (2) 取り下げられた意匠登録出願 (注)
- (3) 却下された意匠登録出願
- (4) 拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

(注)

意匠法第 60 条の 14 第 1 項の規定により取り下げられたとみなされた意匠登録出願、すなわち、国際意匠登録出願であって、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第 16 条(1)(iv)の規定による国際登録に関する放棄若しくは同条(1)(v)の規定による限定がされたこと又は同協定第 17 条(2)の規定による国際登録の更新がされなかったこと（当該国際意匠登録出願について設定の登録がされていない場合に限る。）により、その基礎とした国際登録が消滅したものを含む。

61.1.4 全体意匠と全体意匠との類否判断

意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定における全体意匠同士の類否判断は、公知の意匠と全体意匠との類否判断が適用されるため、第 2 部「意匠登

録の要件」第 2 章「新規性」22.1.3.1「意匠の類否判断」を参照されたい。

なお、全体意匠の意匠登録出願において意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定を適用する際には、それぞれの願書の記載及び願書に添付した図面等に記載された意匠について同一又は類似であるかを判断するものである。

したがって、ある意匠が他の意匠の中に具体的に識別できる場合であっても、意匠法第 3 条第 1 項第 2 号の刊行物に記載された意匠（第 2 部「意匠登録の要件」第 2 章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」（1）「新規性の判断の基礎となる資料とすることができると認められるものの例」（2）参照）において認められたような、ある意匠と他の意匠の一部との間においては、同一又は類似を判断しない。

61.1.5 部分意匠と部分意匠の類否判断

全体意匠と部分意匠の間の類否判断については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」 71.9.1 「部分意匠と部分意匠との類否判断」を参照されたい。

61.1.6 全体意匠と部分意匠の類否判断

全体意匠と部分意匠の間の類否判断については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」 71.9.2 「全体意匠と部分意匠との類否判断」を参照されたい。

~~61.1.5~~61.1.7 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 1 項の規定により、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、いずれの場合においても、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

~~61.1.6~~61.1.8 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

（1）他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第 9 条第 1 項の規定により、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

（2）同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第 10 条第 1 項の規定に該当するものであるときに限り、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）及びこれに係る関連意匠とし

て意匠登録を受けることができる。ただし、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠であっても、当該本意匠及びこれを本意匠とする関連意匠以外に、類似する先の意匠登録出願に係る登録意匠がある場合には（これらに基づく意匠法第 9 条第 1 項の規定によるすべての拒絶の理由に対して、同時に意匠法第 10 条第 1 項の規定による救済を受けられないため）、意匠法第 9 条第 1 項の規定により意匠登録を受けることができない。

~~61.1.7~~61.1.9 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願

同一の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 2 項前段の規定に該当し、意匠法第 9 条第 4 項の規定による協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

~~61.1.8~~61.1.10 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 2 項前段の規定に該当し、意匠法第 9 条第 4 項の規定により協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 2 項前段の規定に該当し、意匠法第 9 条第 4 項の規定により協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人以外は原則として意匠登録を受けることができないが、同一人による意匠登録出願である場合には、意匠法第 10 条第 1 項の規定に該当するものであるときに限り、本意匠及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができる。

~~61.1.9~~61.1.11 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、最先の意匠登録出願に係る一の意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第 9 条第 1 項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第 9 条第 2 項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決

が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第 9 条第 1 項の規定により拒絶する。

~~64.1.10~~61.1.12 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第 9 条第 1 項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第 9 条第 2 項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第 9 条第 1 項の規定により拒絶する。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。後の意匠登録出願に係る意匠については、その出願が最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出版されており、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願である場合には登録する。ただし、後の意匠登録出願に係る意匠が、先の意匠登録出願に係る二以上の登録意匠に類似し、これらの中に一の本意匠とその関連意匠以外の登録意匠が含まれる場合には、後の意匠登録出願に対し、これら複数の意匠登録出願を意匠法第 9 条第 1 項の規定による拒絶の理由として通知し拒絶する。

後の意匠登録出願が、最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出版されているが、関連意匠の意匠登録出願ではない場合には、最先の意匠登録出願を意匠法第 9 条第 1 項の規定による拒絶の理由として通知し、この意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠に補正されれば登録する。

最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日と同じ日に出版された意匠登録出願は意匠法第 9 条第 1 項の規定により拒絶する。（ただし、同じ日であっても公報発行が出版前であることが明らかな場合には意匠法第 3 条第 1 項の規定により拒絶する。）

先の意匠登録出願が、意匠法第 9 条第 2 項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第 9 条第 1 項の規定により拒絶する。

~~61.1.14~~61.1.13 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 他人による意匠登録出願である場合

- ①意匠法第 9 条第 4 項の規定により各意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。
- ②指定期間内に協議の結果の届出があった場合には、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願についてのみ意匠登録をすべき旨の査定をする。ただし、届出があった場合でも協議により定められた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願に対して、出願取下げ又は出願放棄の手続が行われない場合又は複数の協議指令に対する協議の結果の届出の内容が相互に矛盾する場合は協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願人に意匠法第 9 条第 2 項後段の規定により拒絶の理由を通知する。
- ③指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、意匠法第 9 条第 5 項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願人に意匠法第 9 条第 2 項後段の規定により拒絶の理由を通知する。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

- ①意匠法第 9 条第 4 項の規定により意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。ただし、その長官名の協議指令と同時に意匠法第 9 条第 2 項後段の規定に基づく拒絶の理由を通知する。これは、同一人の場合には、協議のための時間は必要ないと認められることから、このように取り扱うこととする。
- ②指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合は、意匠法第 9 条第 5 項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、指定期間内に協議の結果の届出があったが、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願が出願取下げ若しくは出願放棄されていない場合又は複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾する場合は、協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願について、先に通知した意匠法第 9 条第 2 項後段の規定による拒絶の理由により拒絶をすべき旨の査定をする。

~~61.1.14.1~~61.1.13.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例

- (1) 協議対象のいずれか一の意匠登録出願人を定める届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの
 - ①双方が自らを定める届出
 - ②双方が協議相手を定める届出
- (2) 協議対象の一の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とし、その他をその関連意匠とする届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの
 - ①存在しない意匠を本意匠として選択する届出
 - ②非類似の意匠、出願日の異なる意匠登録出願に係る意匠、意匠登録出願人が異なる意匠登録出願に係る意匠のいずれかの意匠を本意匠として選択する届出
 - ③関連意匠の意匠登録出願に係る意匠を本意匠として選択する届出
 - ④複数の意匠を本意匠として選択する届出

64.1.41.261.1.13.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われた場合の取扱い

同一又は類似する意匠について同日にされた同一人による意匠登録出願は、各意匠登録出願ごとに協議指令が通知されており、原則それぞれの意匠登録出願について協議の結果の届出が必要となる。

協議対象となった一部の意匠登録出願についてのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われても、それによって直ちに協議が成立したものとみなすことはできず、指定期間の満了まで、協議の結果の届出がないものとして、協議の対象となったすべての意匠登録出願について協議指令の趣旨に添った手続がなされることを待たなければならない。

指定期間を経過しても協議の結果の届出がない場合は、意匠法第9条第5項の規定により協議が成立しなかったものとみなすことができるが、指定期間内に協議対象の意匠登録出願に係る意匠について本意匠あるいはその関連意匠とする補正が行われていたり、協議対象の意匠登録出願の一方が既に取り下げられたり、放棄されているものについては、その補正あるいは出願取下げ又は出願放棄の手続によって協議の理由が解消しているので、協議が成立しなかったものとはみなさない。

~~61.1.12~~[61.1.14](#)意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の判断の基準日

意匠法第 10 条の 2 第 1 項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第 17 条の 3 の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

~~61.1.13~~[61.1.15](#)パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の判断の基準日

意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

~~61.1.14~~[61.1.16](#)国際意匠登録出願の意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の判断の基準日

意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用にあたっては、意匠法第 60 条の 6 第 1 項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

第 7 部 個別の意匠登録出願

第 1 章 部分意匠

71 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第 3 項及び第 4 項略）

意匠法施行規則

様式第 2 [備考]

8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

39 （第 1 部「願書・図面」第 1 章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

様式第 6 [備考]

8 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8 から 10 まで及び 14 に規定される画像図（意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

様式第 7 [備考]

4 その他は、様式第 6 の備考 2、3、6、8 から 12 まで、14 及び 18 から 23 までと同様とする。

様式第 8 [備考]

3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

71.1 部分意匠とは

部分意匠は、意匠法第 2 条第 1 項の規定により、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される。具体的には、以下のとおりとなる。

- (1) 部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分である。
- (3) 当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。

71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面

71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

~~(1) 「部分意匠」の欄~~

~~部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるものであることから、意匠法施行規則様式第 2 備考 8 の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。~~

~~(2-1)~~ 「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄には、~~全体意匠の意匠登録出願をする場合と同様に、~~意匠法第 7 条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。(第 5 部「一意匠一出願」参照)

例えば、カメラの意匠の創作において、「意匠登録を受けようとする部分」が当該グリップ部分であっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「カメラ」と記載されていなければならない。

~~(2-2)~~ 「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第 6 備考 11 は、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」のいずれも含む物品の部分について意匠登録を受けようとする場合には、一組の図面において、意匠に係る物品のうち、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その

他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつその特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する旨規定している。

したがって、部分意匠の意匠登録出願においては、一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」をどのようにして特定したか、その方法が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていなければならない。
ただし、図面の記載のみで「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を特定できる場合は、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法が記載されていなくてもよい。

なお、願書の「意匠の説明」の欄の記載のみで意匠登録を受けようとする部分を特定することは認められない。

(4-3) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第 2 備考 3 9 の規定は、部分意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、部分意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、ず、その物品の使用の目的、使用の状態等について、当業者の一般的な知識に基づき容易に理解できない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第 6 備考 1 1 の規定により図面等を作成する。また、願書に添付された図面において、意匠に係る物品全体の形態が示されていない場合は、部分意匠として取り扱う。

(1) ~~一組の~~図面

図面の中に「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」をいずれも含む場合は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。

(2) 図の省略

以下の場合には、図の省略が認められる。

- ① 意匠法施行規則様式第 6 備考 8 に規定される、同一又は対称である場合の一方の図の省略

- ②意匠法施行規則様式第 6 備考 9 の規定により認められた図の省略
- ③意匠法施行規則様式第 6 備考 10 に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略
- ~~④正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合の、背面図、左側面図及び右側面図の省略~~
- ④意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図の省略
- ⑤~~④~~意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が特定できる場合であって、~~物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、以下の a から c のいずれかに該当する図の省略~~
- ~~a 正面図又は背面図のいずれか一方~~
- ~~b 左側面図又は右側面図のいずれか一方~~

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定

図面において、「意匠登録を受けようとする部分」に加え「その他の部分」を表す場合は、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定しなければならない。

したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、図示なく説明の記載のみで特定することや、断面図、使用状態を示す参考図等のみで特定することは認められない。

~~立体的なものについて部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第 6 備考 1-1 の規定によれば、意匠法施行規則様式第 6 備考 8 に規定される一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」が特定されていなければならない。~~

~~したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、例えば、断面図、斜視図、使用状態を示す参考図等において特定することは認められない。~~

~~ただし、部分意匠の意匠登録出願において「意匠登録を受けようとする部分」を特定する場合に、一組の図面の他に断面図を加えないと作図上「意匠登録を受けようとする部分」当該部分を特定することができないものもあることから、その場合には、一組の図面に断面図を加えて当該部分を特定することができるものとする。~~

なお、その場合には、当該断面図が、「意匠登録を受けようとする部分」を特定するための図ではなく、その意匠を十分表現することができないときに加える通常の断面図と認められ、結果として「意匠登録を受けようとする部分」が特定しないと判断される場合もあることから、意匠登

録出願人には、意匠登録出願の際に願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載することを奨励している。

(4) 部分意匠の開示の程度

部分意匠の意匠登録出願については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態、「意匠登録を受けようとする部分」が物品全体の中で占める位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確でなければならない、また、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品並びに意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていなければならない。(下記 71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」 (2)「意匠が具体的なものと認められない場合の例」⑤参照)

71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

~~たがって~~なお、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための証明書等は、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。(第 1 部「願書・図面」第 2 章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 部分意匠の意匠に係る物品

当該部分意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能は、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

位置とは、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な位置関係をいう。

大きさとは、主として「意匠登録を受けようとする部分」の絶対的な大きさをいう。なお、大きさについては、絶対的な一の大きさ（寸法）を認定するものではなく、当該意匠の属する分野における常識的な大きさの範囲を認定するものである。(第 1 部「願書・図面」第 1 章「意匠登録出願」11.1「意匠法第 6 条の規定」参照)

また、範囲とは、主として部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な大きさ（面積比）をいう。

（４）「意匠登録を受けようとする部分」の形態

①「意匠登録を受けようとする部分」の認定

「意匠登録を受けようとする部分」を認定する際には、意匠登録出願人が図面において開示した範囲を原則とし、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」のいずれも含む場合には、願書の「意匠の説明」の欄に記載した特定方法により行う。

また、~~「意匠登録を受けようとする部分」の認定の基礎となる図面は、原則、一組の図面であるが~~、願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載されているときには、断面図をも含めて「意匠登録を受けようとする部分」を認定する。

②「意匠登録を受けようとする部分」の形態の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の形態は、全体意匠と同様に、~~一組の図面及び~~断面図、斜視図等その他必要な図及び使用の状態を示した図等その他の参考図を含む図面に基づいて認定する。

71.4 部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠として意匠登録出願されたもの（注）が意匠登録を受けるためには、全体意匠の意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（注）部分意匠として意匠登録出願されたものとは、意匠法第 2 条第 1 項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- （１）工業上利用することができる意匠であること（→71.4.1）
- （２）新規性を有すること（→71.4.2）
- （３）創作非容易性を有すること（→71.4.3）
- （４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと（→71.4.4）

71.4.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→
71.4.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→
71.4.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→
71.4.1.3)

71.4.1.1 意匠を構成するものであること

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第 2 条第 1 項において定義されている意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→71.4.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (→71.4.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→71.4.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→71.4.1.1.4)
- (5) 一定の範囲を占める部分であること (→71.4.1.1.5)
- (6) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること (→71.4.1.1.6)

71.4.1.1.1 物品と認められるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。

(1) 物品と認められるものの例

- ①部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの
- ②部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

(2) 物品と認められないものの例

- ①「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたもの

71.4.1.1.2 物品自体の形態であること

部分意匠の意匠に係る物品全体の形態が、物品自体の形態でなければならない。

(1) 物品自体の形態と認められないものの例

- ①販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形状の一部を「意匠登録を受けようとする部分」としたもの

71.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、視覚に訴えるものでなければならない。

(1) 視覚に訴えるものと認められないものの例

- ①「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、部分意匠の意匠に係る物品の通常取引状態において、外部から視認できないもの
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が微細であるために、肉眼によってはその形態を認識することができないもの

71.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」が、視覚を通じて美感を起こさせるものでなければならない。

71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること

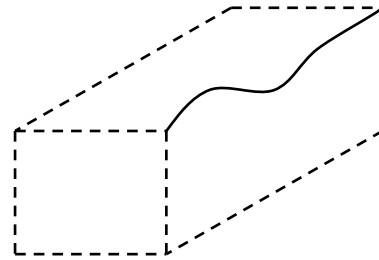
「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。

また、意匠登録を受けようとする部分とそうでない部分の境界が明確でなければならない。

(1) 一定の範囲を占める部分に該当すると認められないものの例

- ①「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのも
稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】「建築用コンクリートブロック」



②部分意匠の意匠に係る物品全体の形態のシルエットのみを表したもの

~~当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、一定の範囲を占める部分に該当しない。~~

~~【事例】~~

~~乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの~~

71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

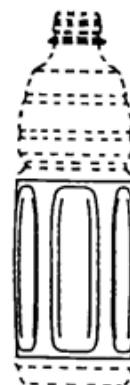
「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

(1) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当すると認められるものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする部分」が包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であって、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されている。

【事例 1】「包装用容器」

【事例 2】「包装用容器」



(2) 「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例

以下の事例は、「意匠登録を受けようとする部分」が、包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

【事例】「包装用容器」



71.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が部分意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から⑤④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

①部分意匠の意匠に係る物品

②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

ただし、「その他の部分」全体が示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、具体的な意匠と認められる。

④「意匠登録を受けようとする部分」の形態

⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界

また、「意匠登録を受けようとする部分」を含む図面にと「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の

「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも具体的に表されていない。

なお、願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」~~21-1~~1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

~~願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有していても、~~願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せるときは、意匠が具体的なものと認められる。

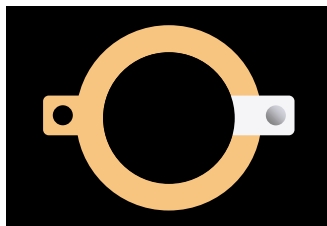
- ① ~~出願当初の願書に「部分意匠」の欄の表示がない場合であって~~
~~も、~~願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が部分意匠に関するものであることが明らかな場合

【事例】「フランジ」

【平面図】



【正面図】



【意匠の説明】

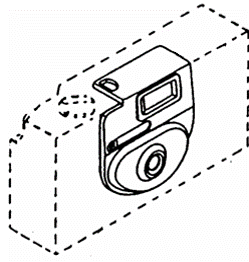
橙色に着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

【右側面図】



- ② 出願当初の願書に~~「部分意匠」の欄の表示及び~~意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての「意匠の説明」の欄の記載がなくても、願書に添付した図面等の具体的な表現によって、部分意匠の意匠登録出願に関するものであること及び「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合

【事例】「デジタルカメラ」



願書に添付した図面の各図が実線と破線により明確に描き分けられており、部分意匠の欄、及び意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての意匠の説明がなくても、実線部分について意匠登録を受けようとする部分意匠の意匠登録出願であると当然に導き出すことができる。

③境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合

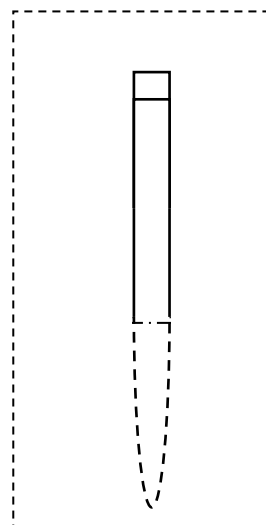
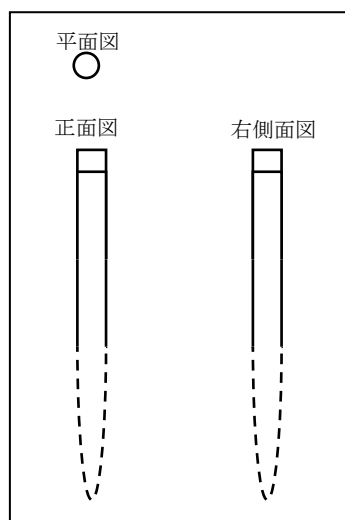
「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。（上記 71.4.1.1.5 「一定の範囲を占める部分であること」参照）

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。

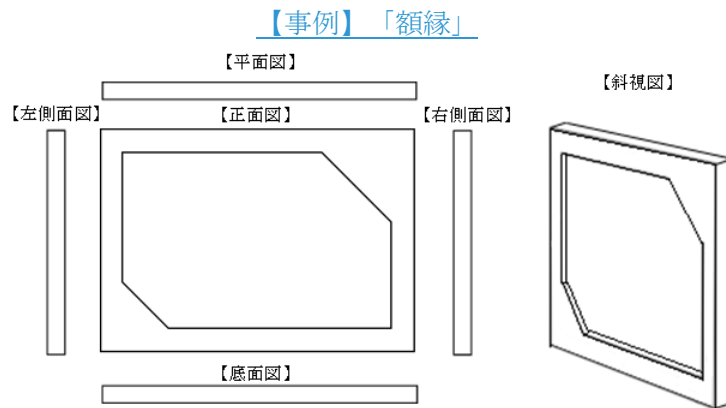
【事例】「柵用支柱」

望ましい作図方法による

拡大正面図

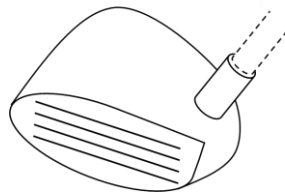


④願書に添付された図面等に、意匠登録を受けようとする物品の一部のみが表されており、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨の記載のない場合であって、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、意匠登録を受けようとする部分の形態、物品全体に占める位置、大きさ、範囲並びに「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確な場合



⑤「その他の部分」全体が一部しか示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合

事例：意匠に係る物品「ゴルフクラブ」



※説明の都合上、その他の図は省略した。

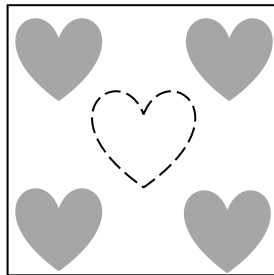
(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

①出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書及び

願書に添付した図面の記載を総合的に判断しても、部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるか明らかでない、又は図面において描き分けられたいずれの部分「意匠登録を受けようとする部分」であるか明らかでない場合

【事例 1】「ハンカチ」



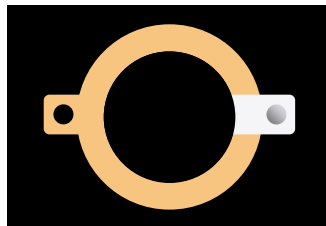
~~「部分意匠」の欄及び「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する「意匠の説明」の欄の記載がなく、実線と破線等によって描き分けられた部分意匠の意匠登録出願であるのか、中央にステッチを施した全体意匠の意匠登録出願であるか、明らかでない。~~

【事例 2】「フレンジ」 ~~「部分意匠」~~

【平面図】



【正面図】



【右側面図】

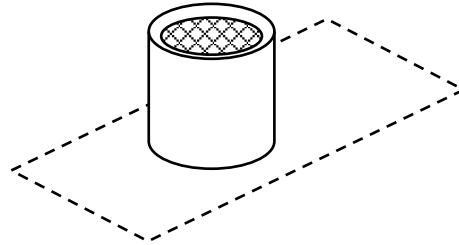


~~「部分意匠」の欄があるが、「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなければ、「意匠登録を受けようとする部分」が、橙色、白色等、いずれの色彩の部分であるのか、明らかでない。~~

- ②部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合
- ~~「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合~~

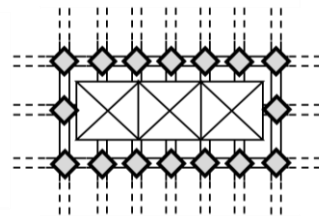
(i) 「その他」の部分が開示されておらず、物品の性質に照らしても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

【事例 1】「加湿器」



※この例では、蒸気吹き出し口近傍部のみが表されているが、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

【事例 2】「ガーデンフェンス」



※この例では、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

(ii) 破線等で表された「その他の部分」の形態が、各図不一致により具体的でなく、その結果「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならない場合

⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合

④⑤「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合

(i) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合

(ii) 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合

(iii) 「意匠登録を受けようとする部分」を「~~一組の図面以外の図面のみにより特定している場合（例えば、参考図斜視図のみで特定している場合もの）~~」

(iv) 願書の「意匠の説明」の欄の文章でのみ「意匠登録を受けようとする部分」を特定し「~~一組の~~図面において、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との必要

なを描き分けを行っていないに、願書の「意匠の説明」の欄において文章で「意匠登録を受けようとする部分」を特定している場合

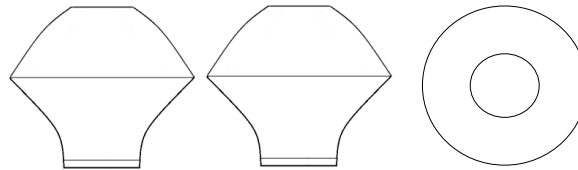
(v) 意匠登録を受けようとする部分について複数の形態が考えられ一の形態を導き出すことができない場合

【事例 1】「花瓶」

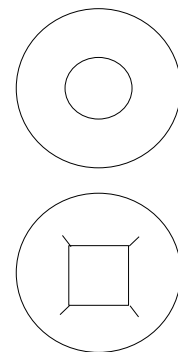
【正面図】

【右側面図】

【平面図】



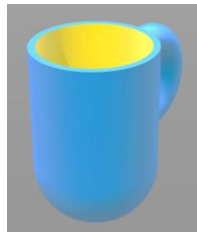
【底面図】



【意匠の説明】 背面図は正面図と同一、左側面図は右側面図と同一につき省略する。

※ この例では、右枠内のように、様々な態様が想定されるため、具体的な意匠を導き出せない。

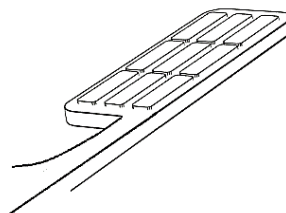
【事例 2】「コーヒーカップ」



※ この例では、取っ手部の形態が不明確であり、具体的な意匠を導き出せない。

⑥ 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が不明確な場合

【事例】「ブレーキペダル」



~~⑦「その他の部分」の形態が明らかでない場合
線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により
より具体的でないときは、「意匠登録を受けようとする部分」の
当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的となら
ないことから、意匠が具体的でないものとなる。~~

71.4.1.3 工業上利用することができるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

なお、「意匠登録を受けようとする部分」については、工業上利用することができるか否かを判断しない。

71.4.2 新規性

意匠法第 3 条第 1 項各号の規定の適用については、当該部分意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

71.4.2.1 意匠法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

部分意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則的に、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていなければならない。

その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 2 部「意匠登録の要件」第 2 章「新規性」22.1.1

「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号」及び 22.1.2「意匠法第 3 条第 1 項第 2 号」を参照されたい。

71.4.2.2 意匠法第 3 条第 1 項第 3 号

71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。

この要件のもと、部分意匠と公知の意匠とが以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ①部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること
- ②部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること
- ③部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること
- ④部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

ただし、「その他の部分」の形態については直接共通点及び差異点を認定しない。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と、公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

(5) 公知の意匠と部分意匠との類否判断

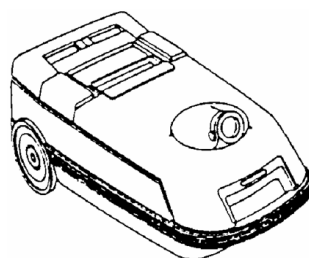
公知の意匠と部分意匠との類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに变化するものであるが、一般的には、

- ①見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ②ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ③大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。
- ④材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。
- ⑤色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほとんど影響を与えない。
- ⑥位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

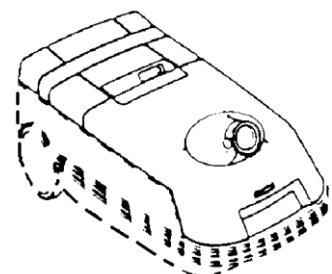
なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

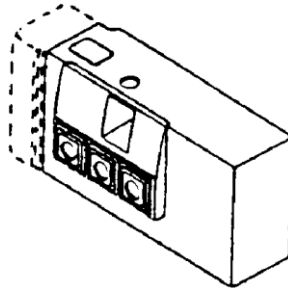
【事例1】 公知の意匠
「電気掃除機本体」



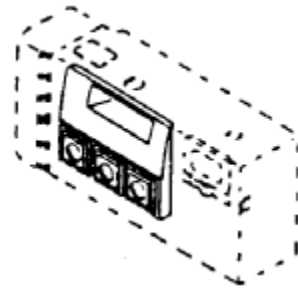
部分意匠の意匠登録出願
「電気掃除機本体」



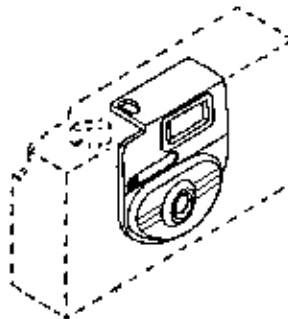
【事例 2】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例 3】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



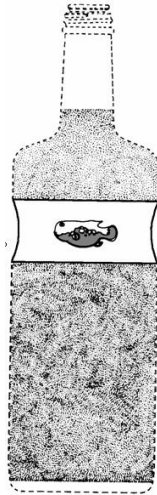
部分意匠の意匠登録出願
「ファインダー付カメラ用レンズ」



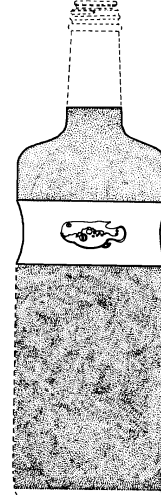
(注) 「ファインダー付カメラ用レンズ」という物品の区分は、事例の説明のためのものであって、別表第一に掲げられた物品の区分と同程度と認められる具体的な物品の区分の事例を示したものではない点に注意されたい。

資料 4

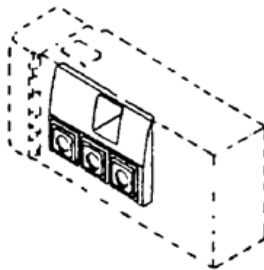
【事例 4】 公知の意匠
「包装用びん」
(意匠公報掲載の部分意匠)



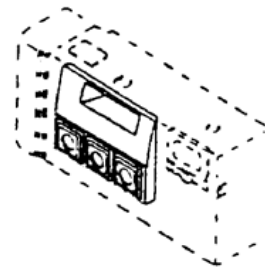
部分意匠の意匠登録出願
「包装用びん」



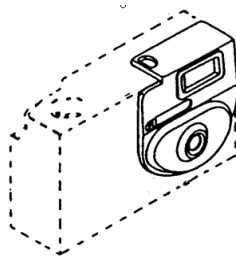
【事例 5】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



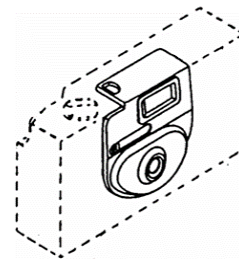
部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例 6】 公知の意匠
「デジタルカメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」



71.4.3 創作非容易性

意匠法第 3 条第 2 項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 2 部「意匠登録の要件」第 3 章「創作非容易性」を参照されたい。

71.4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

意匠法第 3 条の 2 の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の部分意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められない場合にも適用される。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 2 部「意匠登録の要件」第 4 章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断

意匠法第 3 条の 2 の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第 3 条の 2 の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていること（先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第 3 条の 2 の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合を含む。第 2 部「意匠登録の要件」第 2 章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照）が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の部分意匠とが、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の部分意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と、後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場合、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の

「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と後願の部分意匠とは類似する。

71.4.4.2 意匠法第 3 条の 2 の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

意匠法第 3 条の 2 の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の事例については、上記 71.4.2.2.2 「意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」事例 1 から事例 6 において、公知の意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

71.5 部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 3 部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

71.6 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定

意匠法第 5 条第 1 号及び第 2 号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を判断の対象とする。ただし、意匠法第 5 条第 3 号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 4 部「意匠登録を受けることができない意匠」を参照されたい。

71.7 部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第 7 条に規定する要件を満たさなければならない。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 5 部「一意匠一出願」を参照されたい。

71.7.1 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例

71.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

部分意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の部分」、「の部分意匠」等の語を付したもの（例えば、「靴下のかかと部分」、「靴下のかかとの部分意匠」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

71.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

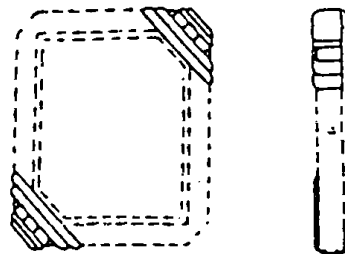
71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例 1】「腕時計用側」



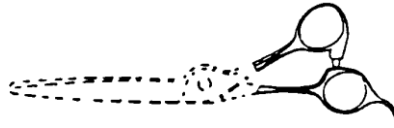
【事例 2】「TEEシャツ」



(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例 1】「理髪用はさみ」

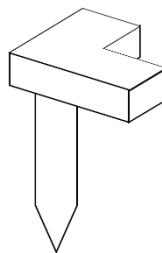


【事例 2】「携帯電話」



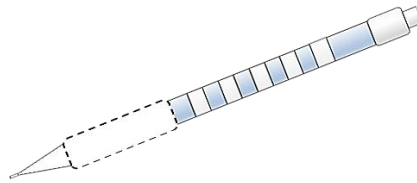
(3) 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

【事例】「くぎ」



(4) 「その他の部分」が、一の用途及び機能を果たすためのものであるか、又は一の形態的なまとまりを有するものである場合

【事例】「シャープペンシル」



71.8 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第 8 条の組物の意匠に係る部分意匠は、意匠登録を受けることができない。(第 7 部「個別の意匠登録出願」第 2 章「組物の意匠」72.1.2「組物の意匠に係る部分意匠」参照)

71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 10 条の規定

意匠法第 9 条及び第 10 条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士 及び全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の間でも ~~において~~ その適用について判断する。

なお、その他の判断基準については、~~全体意匠についての判断基準が適用されるため~~、第 6 部「先願」及び第 7 部「個別の意匠登録出願」第 3 章「関連意匠」を参照されたい。

71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中でのそれぞれの位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

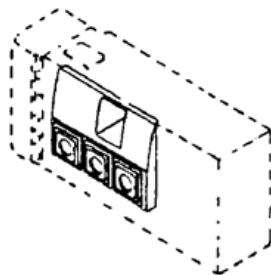
(5) 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠と部分意匠との類否判断については、上記 71.4.2.2.1「公知の意匠と部分意匠との類否判断」(5)「公知の意匠と部分意匠との類否判断」に準じて行う。

71.9.1.1 意匠法第 9 条第 1 項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

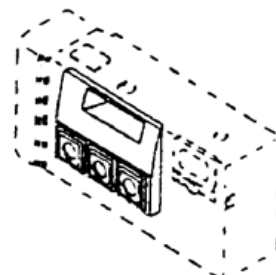
【事例 1】先願に係る部分意匠の意匠登録出願

「カメラ」



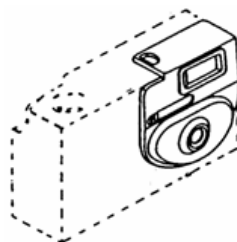
部分意匠の意匠登録出願

「カメラ」



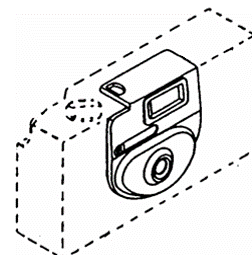
【事例 2】先願に係る部分意匠の意匠登録出願

「デジタルカメラ」



部分意匠の意匠登録出願

「デジタルカメラ」



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出版されたものである場合には、意匠法第 3 条の 2 の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第 3 条の 2 の規定を適用する。

71.9.1.2 意匠法第 9 条第 2 項又は第 10 条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

当該事例については、上記 71.9.1.1「意匠法第 9 条第 1 項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」事例 1 及び事例 2 において、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願を同日に出願された部分意匠の意匠登録出願に読み替えて参照されたい。

71.9.2 全体意匠と部分意匠の類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と全体意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの部分意匠の意匠登録出願は、権利の客体となる意匠に係る物品は「カメラ」であることから、先願の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る先願となる。

部分意匠と全体意匠が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品と全体意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が全体意匠の用途及び機能と同一又は類似であること
- ③ 部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の形態と全体意匠の形態が同一又は類似であること
- ④ 部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、全体に対し当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内の相違であること

なお、上記①ないし④についてすべて同一である場合、両意匠は実質的に同一となる。また、部分意匠の「その他の部分」に示された特徴は考慮しない。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品と全体意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 用途及び機能の共通点及び差異点の認定

全体意匠の意匠登録出願の意匠に係る物品の用途及び機能と、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能の共通点及び差異点を認定する。

(3) 形態の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」について、それぞれの形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

(5) 全体意匠と部分意匠の類否判断

全体意匠と部分意匠の類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

- ① 見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ② ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ③ 大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。
- ④ 材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。
- ⑤ 色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほとんど影響を与えない。
- ⑥ 位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.10 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

71.10.1 部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等に表された部分意匠を認定するための各要素（①部分意匠の意匠に係る物品、②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、④「意匠登録を受けようとする部分」の形態）から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

71.10.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 2 章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

~~（1）願書の「部分意匠」の欄を追加する補正~~

~~出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を追加することによって、当該意匠登録出願を部分意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。~~

~~出願当初の願書に「部分意匠」の欄がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書に「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。~~

~~（2）願書の「部分意匠」の欄を削除する補正~~

~~出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を削除して、当該意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。~~

~~出願当初の願書に「部分意匠」の欄がある場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が~~

~~全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書の「部分意匠」の欄を削除する補正は、要旨を変更するものではない。~~

- (~~1-3~~) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、部分意匠の意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

- (~~4-2~~) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

~~出願当初の願書に「部分意匠」の欄はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかを不明確とする補正、又は当該意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、要旨を変更するものである。~~

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、図面のみでは意匠登録を受けようとする部分の形態や位置、大きさ、範囲、その他の部分との境界を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除して、当該意匠登録出願が部分意匠であるか、全体意匠の部分意匠であるかを不明確とする補正、又は当該意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、意匠の要旨を変更するものである。

~~出願当初の願書に「部分意匠」の欄がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を~~

~~受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。~~

71.10.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する意匠登録出願を一の部分意匠にする補正

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の意匠登録出願の願書に添付した図面等に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、願書に添付した図面等に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

- (2) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

- (3) 「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正し、~~願書の記載についても必要な訂正をして当該部分意匠の意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願に変更~~する補正は、要旨を変更するものである。

71.11 部分意匠の意匠登録出願に関する分割

71.11.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、形態的あるいは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されているものは、意匠ごとにした意匠登録出願とは認められず、意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものとして取り扱う。(上記 71.7.1.2「意匠ごとに出願されていないものの例」参照)

この場合、二以上の部分意匠を含む部分意匠の意匠登録出願として、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく分割を認め、新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの部分意匠の意匠登録出願の時にしたものみなす。

ただし、新たな意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とした場合（例えば、もとの部分意匠の意匠登録出願の中の一つの「意匠登録を受けようとする部分」を部品の意匠として新たな意匠登録出願をした場合）には、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

71.11.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割

一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる部分意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな部分意匠の意匠登録出願に分割した場合は、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 9 部「特殊な意匠登録出願」第 1 章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

71.12 特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への変更

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな意匠登録出願の部分意匠が明確に認識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合に、変更による新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 9 部「特殊な意匠登録出願」第 2 章「出願の変更」を参照された

い。

71.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張の効果は、我が国への意匠登録出願に係る部分意匠と、それに対応するパリ条約による優先権等の主張の基礎となる第一国の出願に係る部分意匠とが同一の場合に認められる。

したがって、以下に該当する場合は、パリ条約による優先権等の主張の効果は認められない。

- (1) 第一国出願が全体意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願がその全体意匠の一部である部分意匠に係るものである場合
- (2) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国の意匠登録出願における部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が、第一国出願に無い内容が付加されたものである場合又は第一国出願の内容の一部が含まれないものである場合
- (3) 第一国出願が部分意匠に係る複数の出願であって、我が国への意匠登録出願がそれらを組み合わせた部分意匠の意匠登録出願である場合
- (4) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願が一般に破線で表される「その他の部分」を実線に変更した全体意匠の意匠登録出願である場合
- (5) 第一国出願の出願において開示されていない範囲について、我が国への意匠登録出願の際に「意匠登録を受けようとする部分」として追加した意匠登録出願である場合

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 10 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第 2 章 組物の意匠

72 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
（第 2 項ないし第 4 項略）

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

72.1 組物の意匠とは

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが意匠法第 8 条に規定する経済産業省令で定めるものであること、及び構成物品（注）が同時に使用されるものとして適当であることの両方の要件を満たしたものを組物といい、その組物の構成物品が組物全体として統一がある場合は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

（注）

構成物品とは、第 2 部「意匠登録の要件」第 4 章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」24.1.3.3「組物の意匠の意匠登録出願の場合」で記載したように、組物を構成する物品をいう。

72.1.1 組物の意匠と認められる要件

意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （1）願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること（→
72.1.1.1）
- （2）構成物品が適当であること（→
72.1.1.2）
- （3）組物全体として統一があること（→
72.1.1.3）

72.1.1.1 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表第二に掲げる組物に該当す

るものでなければならない。

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、例えば組物の構成物品表（第 13 部 別添参照）において示した例のように、社会通念上同時に使用される二以上の物品でなければならない。組物ごとに定められたものとする。

~~すなわち、組物の構成物品は、組物の構成物品表の「備考」の欄に記載の場合を除き、「構成物品」の欄内に同時に使用される物品として並記されている各構成物品を少なくとも各一品ずつ含むものとする。~~

~~各構成物品以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が各構成物品と同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものの場合には、構成物品が適当なものと取り扱う。~~

~~なお、「備考」の欄において注意書が付されている組物については、その構成物品のすべてではなく、二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいはその組物の中の構成物品欄ごとの組み合わせによるものも、構成物品が適当なものと取り扱う。~~

適当な構成物品によって構成されていない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

~~（1）構成物品が適当であるものの例~~

~~願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されており、かつ以下に該当するものは構成物品が適当であるものと認められる。~~

~~①願書に添付された図面等に、組物の構成物品表に定められた構成物品（以下「定められた構成物品」という。）のすべての物品に係る意匠が少なくとも各一品ずつ記載されているもの~~

~~②願書に添付された図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも各一品ずつ記載され、かつそれ以外の他の物品に係る意匠が記載されている場合に、その加えられた物品が定められた構成物品と同時に使用されるものであり、かつ定められた構成物品に付随する範囲内の物品であると認められるもの~~

~~（2）構成物品が適当であると認められないものの例~~

~~願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、以下に該当するものは構成物品が適当であるものとは認められない。~~

~~①願書に添付された図面等に、定められた構成物品以外の他の物品に係る意匠のみが記載されているもの~~

~~②願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも一品ずつ記載されていないもの~~

~~③願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも一品ずつ記載されているが、不適切なその他の物品に係る意匠も記載されているもの~~

~~④願書に添付した図面等に、定められた構成物品に係る一の意匠しか記載されていない場合、あるいは不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないもの~~

72.1.1.3 組物全体として統一があること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであり、かつ定められた構成物品によって構成された組物と認められるものであっても、構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が組物全体として統一がなければならない。

このように組物と認められるものであっても構成物品が組物全体として統一がない場合は、組物の意匠とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

構成物品が、以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと認められる。

- （1）構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合（→72.1.1.3.1.1）
- （2）構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合（→72.1.1.3.1.2）

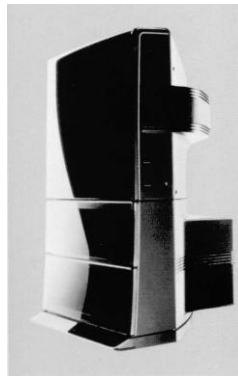
- (3) 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合 (→72.1.1.3.1.3)

72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

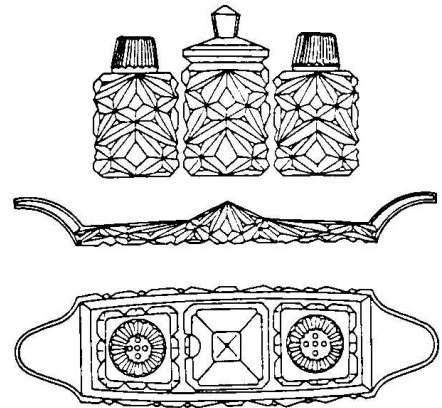
(1) 形状における統一があると認められる場合

- ① 構成物品全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されているもの

【事例 1】「一組のテレビ受像器セット」

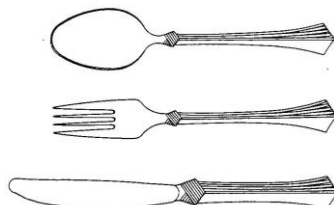


【事例 2】「一組の薬味入れセット」

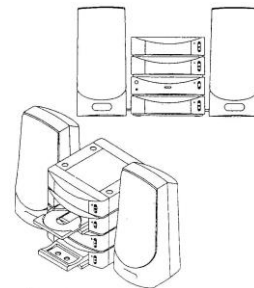


- ② 構成物品のそれぞれに、同じような特徴を持った形状が表されているもの

【事例 1】「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」



【事例 2】「一組のオーディオ機器セット」



(2) 模様による統一があると認められる場合

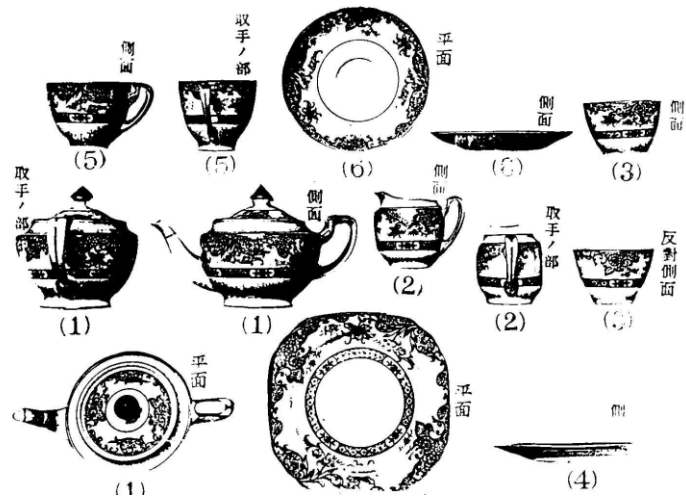
- ① 同一モチーフによる模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組の収納棚セット」



- ② 同一表現態様による模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組のコーヒーセット」



(3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

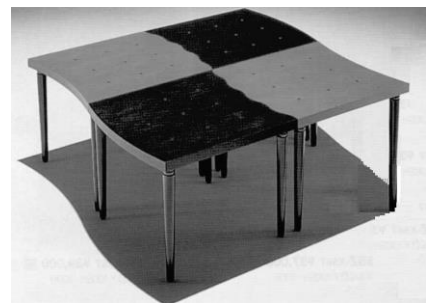
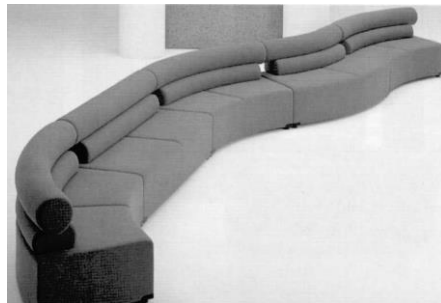
(1) 形状における統一があると認められる場合

構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成しているもの

【事例 1】「一組のいすセット」

【事例 2】「一組のテーブルセット」

ト」



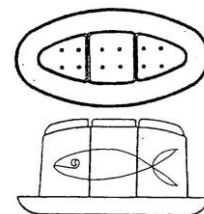
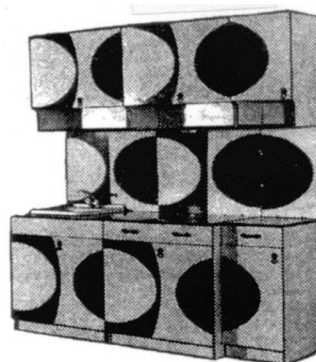
(2) 模様による統一があると認められる場合

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっているもの

【事例 1】「一組の台所セット」

【事例 2】「一組の薬味入れセット」

ト」



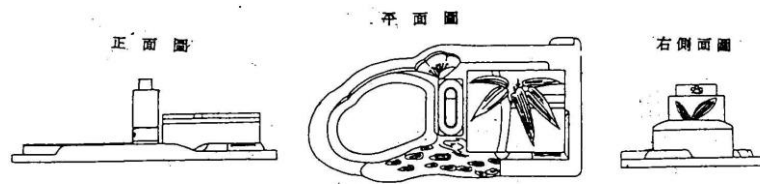
(3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統

一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合の例

【事例】「一組の喫煙用具セット」



72.1.2 組物の意匠に係る部分意匠

~~組物の意匠の保護の目的が組物全体としての統一ある美感にあることから、物品の部分に係る創作を評価する部分意匠を含むものは、組物の意匠として保護すべきではない。そのような趣旨から、意匠法第 8 条に規定する物品組物の意匠は、物品の部分を含まないことが意匠法第 2 条に定義規定されている。~~

—したがって、部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は、組物の意匠とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

ただし、以下の a 又は b であって通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図がなくとも願書及び図面等の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の創作の内容を導き出すことができる場合は、底面図がなくとも適切な構成物品の開示として扱う。

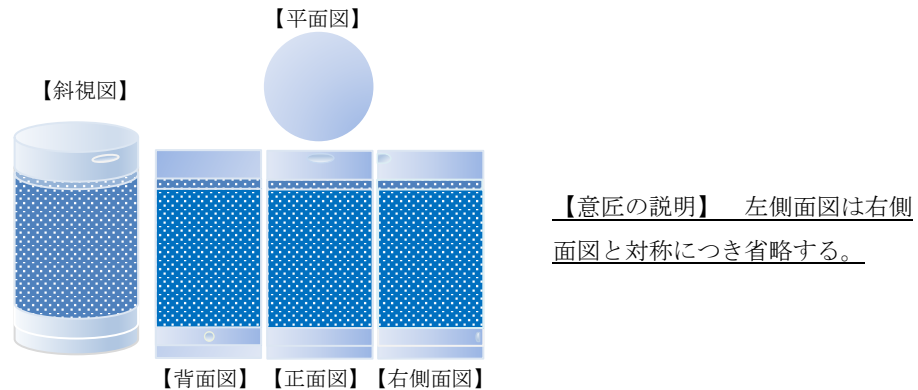
a 床面や卓上などに置いて使用するもの

b 車両などの重量物

(注) 床面や卓上などに置いて使用するものとは、使用時に持ち上げることのないものをいう。例えばティーポットのように、持ち上げて使用するものは除く。(参考：平成 12 年（行ケ）58 号「ティーポット」事件)

底面図がなくとも構成物品として適当な開示と認められるものの例

【事例】一組のスピーカーボックスセット 構成物品：スピーカーボックス



72.1.3 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断

意匠法第 8 条に規定する要件を満たした組物の意匠の意匠登録出願は、組物全体として、意匠法第 3 条第 1 項柱書（意匠法第 2 条も含む。）、新規性（意匠法第 3 条第 1 項）、創作非容易性（意匠法第 3 条第 2 項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第 3 条の 2）、意匠登録を受けることができない意匠（意匠法第 5 条）、先願（意匠法第 9 条）及び関連意匠（意匠法第 10 条）等の各規定に該当するか否かを判断する。

なお、上記の各条文の規定の適用についての判断基準は、全体意匠の判断基準が適用されるため、該当する各条文を参照されたい。

72.1.4 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

組物の意匠の意匠登録出願についても、意匠法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定を適用するための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 3 部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

72.1.5 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

72.1.5.1 組物の意匠の意匠の要旨

組物の意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な組物の意匠の内容をいう。

72.1.5.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 2 章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

72.1.5.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されておらず、願書に添付された図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が記載されているときに、願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものである。

ただし、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、例えば「一組（一揃え）の〇〇セット（ユニット）」、「一組（一揃え）の〇〇」、「〇〇セット（ユニット）」などのような記載であって、意匠法第 8 条の規定により意匠登録を受けることができないものではあるが、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、別表第二に掲げる組物の一を当然に導き出すことができるときに、「意匠に係る物品」の欄の記載を当該導き出すことができた組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 別表第一に掲げる物品の区分に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品に係る一の意匠しか記載されていないときあるいは不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を、当該一の意匠に係る物品が属する別表第一の下段に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の

区分による物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

72.1.5.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

(1) 組物の構成物品として不適当であると認められるものを削除する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠と、不適切なその他の物品に係る意匠が記載されているときに、この意匠登録出願を一の組物の意匠の意匠登録出願と一以上の意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、不適切なその他の物品に係る意匠を願書に添付した図面等から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正

構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えるものであり、要旨を変更するものである。

(3) 組み合わせられた状態の図面のみの意匠登録出願について、各構成物品ごとの図面を補充する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができない構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、構成物品の形態を当然に導き出すことができるときに、構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

72.1.6 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割

72.1.6.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

複数の物品により構成される意匠が、意匠法第 8 条に規定する要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるもの

であることから、構成物品ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合は、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

72.1.6.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第 8 条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 9 部「特殊な意匠登録出願」第 1 章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

72.1.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願

組物の意匠の意匠登録出願については、第一国においてその構成物品が我が国の組物と同様に一出願として出願されている場合にのみ、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 10 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第 4 章 画像を含む意匠

74 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

- 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。（第 3 項及び第 4 項略）

意匠法施行規則

様式第 2 [備考]

- 8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。
- 39 （第 1 部「願書・図面」第 1 章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）
- 40 意匠法第 2 条第 2 項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第 6 [備考]

- 8 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 9 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 10 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8 から 10 まで及び 14 に規定される画像図（意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 （第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【〇〇断面図】」、「【〇〇切断部端面図】」、「【〇〇拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。こ

これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第 7 [備考]

- 4 その他は、様式第 6 の備考 2、3、6、8 から 12 まで、14 及び 18 から 23 までと同様とする。

74.1 意匠を構成する画像

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠法の保護対象となる意匠を構成するためには、以下の（１）又は（２）のいずれかに該当しなければならない。

- （１） 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること
- （２） 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

また、上記（１）又は（２）の条件に該当するためには、物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であることを要する。

（具体的な要件については、74.4.1.1.1「画像が意匠を構成するものであること」参照）

74.1.1 電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、及び、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像（物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）のいずれにも該当しない。

一方、電子計算機は、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品（付加機能を有する電子計算機）を構成することができる。この場合、当該物品に記録された画像は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像に該当し得るものとして取り扱う。

（具体的な取扱いについては、74.4.1.1.1.3「電子計算機に関する画像」参照）

74.2 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

~~（１）「部分意匠」の欄（部分意匠の場合のみ）~~

~~—画像を含む意匠について、意匠法施行規則様式第 2 備考 8 の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」~~

~~の欄が記載されていなければならない。ただし、画像を含む意匠について、全体意匠の意匠登録出願をする場合には、この限りではない。~~

(1-2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。（「〇〇用画像」や「〇〇用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。）

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第 7 条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品は当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない（本章 74.7.1.1「物品の区分によらない願書の『意匠に係る物品』の欄の記載の例」参照）。

① 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載

付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇機能付き電子計算機」と記載されていなければならない。この場合の「〇〇機能」は、その画像に係る機能であって、電子計算機への付加により実現される物品の機能であり、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能とする。

② 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

- (a) 付加機能により「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合、
「経路誘導機能付き電子計算機」
- (b) 付加機能により「電話機」と同等の機能を有するものである場合、
「通話機能付き電子計算機」
- (c) 付加機能により「デジタルカメラ」と同等の機能を有するものである場合、
「カメラ機能付き電子計算機」
- (d) 付加機能により「歩数計」と同等の機能を有するものである場合、
「歩数計機能付き電子計算機」
- (e) 付加機能により「マルチメディアプレーヤー」と同等の機能を有するものである場合、
「マルチメディア再生機能付き電子計算機」
- (f) 付加機能により「工作機械用数値制御器」と同等の機能を有するものである場合、
「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」

- (g) 物品の区分と同程度の付加機能（上記(a)～(f)参照）を同時に複数有する電子計算機において、それらの中から実行に移すものを選択、決定するためのメニュー画像について意匠登録出願する場合、「ホームメニュー機能付き電子計算機」

(2-3) 「意匠の説明」の欄の記載

変化する画像について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

(3-4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

- ① 意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

- ② 画像が意匠法第2条第1項の規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものである場合、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか又は画像の用途、機能が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

意匠法第2条第2項に規定する画像の場合、当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、また、操作方法について説明を記載する。（意匠法施行規則様式第2備考40）

- ③ 意匠法第2条第2項に規定する、その物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。（「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名（例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など）を記載して構わない。）

(4-5) 画像を含む意匠の意匠登録出願における図面等の記載

① ~~一組~~の図面

画像を含む意匠の意匠に係る物品~~全体~~の形態について、全体意匠の場合は物品全体の形態、部分意匠の場合は少なくとも「意匠登録を受けようとする部分」の形態、「意匠登録を受けようとする部分」の物品全体における位置、大きさ範囲

及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかなものでなければならない一組の図面が必要である。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とすることはできない。

②他の表示機器に表示される画像の図

意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像について、その物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器の表示部の外周縁とする。また、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像であって、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

③図の省略

以下の（i）から（v）のいずれかに該当する場合には、図の省略が認められる。

- （i）意匠法施行規則様式第 6 備考 8 に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略
- （ii）意匠法施行規則様式第 6 備考 9 の規定により認められた図の省略
- （iii）正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合の、背面図、左側面図及び右側面図の省略
- （iv）意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す~~一組の図面又は一部~~又は全ての図の省略

~~したがって、~~意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、意匠に係る物品全体の形態についての一組の図面を省略することができる。すなわち、【画像図】のみによる意匠登録出願が認められる。

- （v）物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが現れる図のうち、以下のイからハのいずれかに該当する図の省略
 - イ 正面図又は背面図のいずれか一方
 - ロ 平面図又は底面図のいずれか一方
 - ハ 左側面図又は右側面図のいずれか一方

④参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、画像中の各部の用途及び機能や操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第 7

部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3 画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための証明書等は、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。（全体意匠については第 1 部「願書・図面」第 2 章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）

（1）意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、当該意匠に係る物品が有する用途及び機能を認定する。

（2）「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

（3）「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （1）工業上利用することができる意匠であること
- （2）新規性を有すること
- （3）創作非容易性を有すること
- （4）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （1）意匠を構成するものであること
- （2）意匠が具体的なものであること
- （3）工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠を構成するためには、以下の

(1) 又は (2) のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること
- (2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

74.4.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるためには、以下の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）
- (2) 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (3) 物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像でなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である（【事例 1】）。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それ

ぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる（【事例 2】）。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる（【事例 3】）。

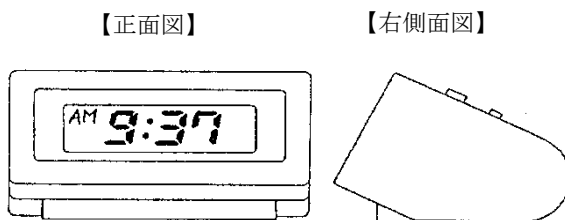
物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする（【事例 4】）。

（注）複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

【事例 1】

【意匠に係る物品】置き時計

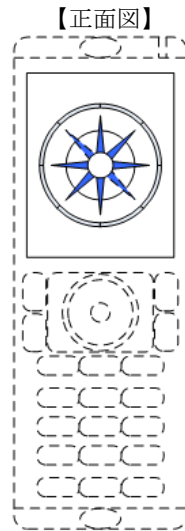


【事例 2】

【意匠に係る物品】腕時計本体



【事例 3】 【意匠に係る物品】 携帯電話機

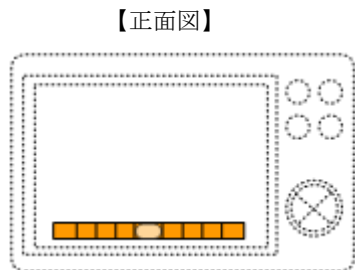


【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。

【事例 4】

【意匠に係る物品】 デジタルカメラ



撮影支援情報表示（水準器表示）

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。

正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

74.4.1.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること

意匠法第 2 条第 1 項において規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したものは、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

74.4.1.1.1.2 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）
- (2) 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること
- (3) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること
- (4) その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.2.1 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を備え持つ物品は、それぞれの機能がその物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像についても保護を受けることができる。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理を開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。(ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品に記録された画像の場合には、意匠法第 2 条第 1 項に該当する画像として保護対象となり得る

(74.4.1.1.1.1「物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること」参照。)

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を備え持つ物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮できる状態にするための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。

(注) 複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるものなのか、直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

74.4.1.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像と認められるためには、意匠登録出願の意匠に係る物品（当該物品）の表示部に表示される画像か、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像であることを要する。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該物品の使用上の便宜の観点から、当該物品ではなく、当該物品の使用の際に同時に用いられる表示機器に表示される画像を指す。

例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像や、データ表示機に表示される付加機能を有する電子計算機の操作画像などが、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に該当する。一方、ネットワークコンピューティングにより他の電子計算機上で

用いられる画像の場合、電子計算機は情報処理を本来の機能とする物品であり表示機器に表示される画像とはいえないため、このような画像は、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像には該当しない。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、本願の意匠に係る物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。（「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名（例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など）を記載して構わない。）

【事例 1】

当該物品に表示される画像
「携帯電話機」



（物品自体が有する表示部に表示される画像の例）

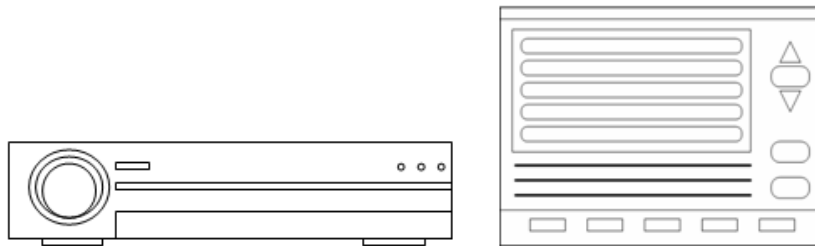
※表示部に表示された画像は通話機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供されることが前提となる。

【事例 2】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第 2 条第 2 項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となる。

「磁気ディスクレコーダー」



(当該物品と一体として用いられる物品（例、テレビモニター）に表示される画像の例)

※録画予約機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であることが前提となる。

部分意匠については、上記に加えて第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」の定義を参照されたい。

74.4.1.1.2.3 その物品に記録された画像であること

意匠法第 2 条第 1 項に規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

【物品に記録された画像と認められない事例】

(ウェブサイトの画像)



74.4.1.1.1.3 電子計算機に関する画像

74.4.1.1.1.3.1 電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、情報処理を既に実行している画像であって、物品（電子計算機）の情報処理機能を果たすために必要な表示ではないことから、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当しない。

また、ソフトウェアにより表示される画像は、物品（電子計算機）の情報処理機能を既に発揮している状態の画像に該当するため、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像にも該当しない。

ただし、電子計算機の情報処理機能に係る BIOS（入出力のための基本システム）の画像や、ハードウェアとしての電子計算機の機能調整に関する画像（例えば、画面一体型の電子計算機における画面照度調整の画像等）については、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像に該当する。

74.4.1.1.1.3.2 付加機能を有する電子計算機の画像

電子計算機は、それ単体では情報処理機能しか有さないものの、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品を構成し得る。この電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを要せずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置付ける。

付加機能を有する電子計算機については、情報処理機能のみならず、付加された具体的機能を有する物品であることから、当該付加機能を果たすために必要な表示を行う画像である場合には、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

また、当該付加機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像である場合には、意匠法第 2 条第 2 項に規定する、物品の操作の用に供される画像に該当する。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例 1】

「歩数計機能付き電子計算機」



歩数計測データを表示する画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例 2】

「はがき作成機能付き電子計算機」

【画像図】



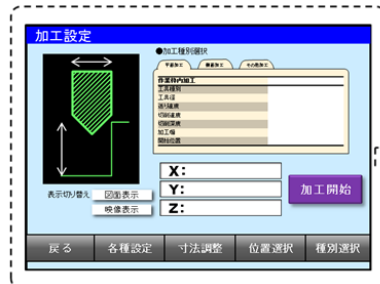
アドレス帳からデータを入力し、宛名入力機能を発揮させるための画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例 3】

「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」

【正面図】



(切削加工内容の設定を行うための画像)

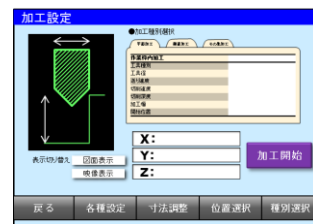
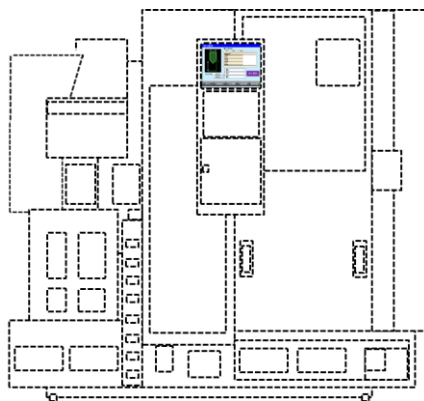
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成しないと判断する事例】

「マシニングセンタ」は、切削加工を用途及び機能とする物品であって、当該切削加工の実現のために電子計算機以外のハードウェアを必須の構成要素とする物品であることから、下図に示す意匠のような場合、意匠に係る物品を「マシニングセンタ機能付き電子計算機」や「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」として意匠登録を受けることはできない。このような意匠の場合、意匠に係る物品は「マシニングセンタ」となる。

【正面図】

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】

- × 「マシニングセンタ機能付き電子計算機」
- × 「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」
- 「マシニングセンタ」

〈中 略〉

第 2 章 補正の却下

82 関連条文

意匠法

第十七条の二 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

- 2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。
- 3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。
- 4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

82.1 補正の却下とは

意匠法第 17 条の 2 の規定による補正の却下とは、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるとき、決定をもつてその補正を却下することをいう。

82.1.1 意匠の要旨と意匠の要旨の認定

願書の記載及び願書に添付した図面等は、登録意匠の範囲を定める基となる美的創作として出願された意匠の内容を表しており、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容を、意匠の要旨といい、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に意匠の要旨を導き出すことを意匠の要旨の認定という。

82.1.2 要旨の変更

82.1.2.1 要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

82.1.2.1.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等からその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に

導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正を認めることは、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

なお、同一の範囲とは、意匠の要旨についての同一の範囲を指すものであって、類似の概念を含まない。

82.1.2.1.2 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当せず、意匠の要旨を特定することができないものを、工業上利用することができる意匠とする補正、すなわち、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正を認めることは、上記と同様に、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正も、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

82.1.2.1.3 意匠登録を受けようとする範囲を変更する場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等において開示していない範囲を、意匠登録を受けようとする範囲とする補正、すなわち、意匠登録を受けようとする範囲を変更する補正は意匠の要旨を変更するものである。

(ただし、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨記載した場合を除く)

82.1.2.2 要旨を変更するものとはならない補正の種類

出願当初と補正後の各々の意匠について比較を通じた判断において、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該補正が以下のいずれかに該当する場合は、当該補正は出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。

82.1.2.2.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していたとしても、その記載不備が、願書やその添付図面作成上の誤記や不手際ないし作図上の制約から生ずるものであることが、総合的に判断して明らかであり、また、その意匠の属する分野における通常の知識に基づけば、当然に不備のない記載を直接的に導き出すことができるときに、不備のない記載に訂正する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。(第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)

82.1.2.2.2 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有している場合であって、総合的に判断してもいずれが正しいのか判断することが不可能なときであっても、その記載不備が、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備と認められるときに、不備のない記載に訂正する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。(第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)

第 10 部 パリ条約による優先権等の主張の手続

101 関連条文

意匠法

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項（パリ条約による優先権主張の手続）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

（第 2 項以下略）

特許法

第四十三条 パリ条約第四条 D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条 C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条 A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条 C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条 A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条 C（4）の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条 A（2）の規定により当該最初の出願と認められた出願の日
- 二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日
- 三 その特許出願が前項、次条第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

3 第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条 C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条 A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

4 第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。

（第 5 項略）

- 6 第二項に規定する書類又は前項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により第二項に規定する期間内にその書類又は書面を提出することができないときは、同項又は前項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。
- 7 第一項の規定による優先権の主張をした者が前項の規定により第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出したときは、第四項の規定は、適用しない。

特許法

第四十三条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

- 2 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。
- 3 前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

ジュネーブ改正協定：第6条(1)、(2)

101.1 パリ条約による優先権等の主張の効果

パリ条約による優先権の主張の効果については、パリ条約第4条Bで、同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない旨規定されている。

これに基づき、優先権の主張を伴った意匠登録出願についての新規性（意匠法第3条第1項）、創作非容易性（意匠法第3条第2項）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第3条の2）、先願（意匠法第9条）及び関連意匠（意匠法第10条）に関する審査においては、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の日をその判断の基準日として取り扱う。すなわち、優先権の主張を伴った意匠登録出願の意匠と同一又は類似する意匠に係る他の意匠登録出願が優先期間内にあっても、その意匠登録出願は優先権の主張を伴った出願の後願として取り扱

い、また優先期間内に当該意匠の新規性を喪失するような事実が発生しても、拒絶の理由の根拠とされることはない。

なお、我が国においては、パリ条約の同盟国の国民に加え、意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 43 条の 3 の規定により、世界貿易機関の加盟国の国民又はパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであって、特許庁長官が指定するものに限る。）の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張が認められ、その効果については、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

101.1.1 パリ条約による優先権等を主張するための手続

パリ条約第 4 条 D (1) の規定により意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する手続をしなければならない。

なお、パリ条約の例による優先権主張の手続についても、パリ条約による優先権主張の場合と同様である。（意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条の 3 第 3 項）

101.1.2 パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間

意匠登録出願又は実用新案登録出願に基づくパリ条約による優先権を主張して我が国へ意匠登録出願をする場合の優先期間は、6 か月である。（パリ条約第 4 条 C (1)、パリ条約第 4 条 E (1)）

なお、パリ条約の例による優先期間についても、パリ条約による優先期間と同様である。（意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条の 3 第 2 項）

101.2 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

パリ条約による優先権の主張の効果が認められるためには、パリ条約で定められた以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （1）優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした最初の出願（ジュネーブ改正協定（注）に基づく国際出願（注）を含む。）であること

（パリ条約第 4 条 A (1)、パリ条約第 4 条 A (2)、パリ条約第 4 条 A (3)、パリ条約第 4 条 C (4)、ジュネーブ改正協定第 6 条(2)）

- （2）我が国への意匠登録出願人は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願をした者又はその承継人であって、条約の利益を享受することができる者であること

（パリ条約第 2 条、パリ条約第 3 条、パリ条約第 4 条 A (1)）

- (3) 優先権の基礎となる第一国への最初の出願は、意匠登録出願又は実用新案登録出願であること
(パリ条約第 4 条 E (1))
- (4) 我が国への意匠登録出願は、第一国への最初の出願の日から 6 か月以内になされているものであること
(パリ条約第 4 条 C (1)、パリ条約第 4 条 E (1))
- (5) 第一国への最初の出願に基づいて優先権の申立てがなされているものであること
(パリ条約第 4 条 D)
- (6) 我が国への意匠登録出願の意匠は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の意匠と同一であること
(パリ条約第 4 条 A (1)、パリ条約第 4 条 B)

(注)

「ジュネーブ改正協定」及び「国際出願」については、第 11 部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

なお、パリ条約の例による優先権の主張の効果が認められるための要件についても、パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件と同様である。(意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条の 3 第 2 項)

101.3 パリ条約による優先権主張の認否における「意匠の同一」の基本的な考え方

- (1) 意匠の表現形式にかかわらず優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されていればよい。(意匠審査便覧 15.07)
- (2) 優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠が示されているか否かは、その意匠の属する分野における通常の見識に基づいて、優先権証明書全体の記載内容を総合的に判断することにより行う。
- (3) 優先権証明書に記載された意匠の認定（意匠に係る物品、物品の形状、模様、色彩、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に対する位置・大きさ・範囲等）は、第一国（最初に出願した国）の法令等も考慮して行う。

101.3.1 意匠に係る物品の欄の記載について

原則的に、優先権証明書に記載された意匠と我が国への意匠登録出願の意匠が、同一と認められるためには、両意匠に係る物品も同一でなければならない。

ただし、願書の意匠に係る物品の名称等として求められるものは各国で大きく異なることから、優先権証明書に記載された意匠に係る物品の名称等と、我が国への意匠登録出願に係る意匠の「意匠に係る物品」の名称とが相違する場合であっても、その相違が、各国の法令等の相違によるやむを得ないものであると考えられる場合には、優先権証明書記載の意匠に係る物品と我が国への意匠登録出願の意匠に係る物品とは優先権の認否において同一と認められる。

101.3.1.1 優先権証明書記載の意匠について、優先権証明書の記載全体から総合的に判断してその意匠に係る物品の用途、機能が明らかな場合

我が国への意匠登録出願において、優先権証明書の記載全体から総合的に判断して明らかな用途、機能に応じた、別表第一の物品の区分又は同程度の物品の区分を記載した場合には、両意匠に係る物品は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠に係る物品が同一と認められる例】

【例 1】優先権証明書の記載全体から総合的に判断して明らかな用途、機能に応じた、物品の区分を記載した場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「操作画面（原文：Graphical user interfaces）」で、図面には画像が表示部に表示された状態の携帯電話機の正面図が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「携帯電話機」で、携帯電話機の表示部について意匠登録を受けようとする部分とする、部分意匠の出願である。表示部には、画像が表示されている。また、表示部以外の部分の形態は、優先権証明書記載の破線で表された携帯電話機の形態と一致している。

（説明）

諸外国では画像が用いられる物品を特定しなくても画像のみについて意匠登録を受けることができる場合があるため、優先権証明書記載の意匠に係る物品の名称等が物品を特定しないものであったとしても、特定の物品に表示させた場合の図が記載されている等、我が国への意匠登録出願の意匠に係る物品を優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出せる場合には、優先権証明書記載の意匠に係る物品と我が国への意匠登録出願の意匠に係る物品は、優先権の認否において同一と認められる。

101.3.1.2 優先権証明書記載の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称であつて、用途、機能に対応する物品の区分が複数ある場合

優先権証明書に記載された意匠に係る物品の名称等が総括名称である場合、優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出される複数の物品の区分のうち、一の物品の区分を我が国への意匠登録出願において記載した場合には、両意匠に係る物品は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠に係る物品が同一と認められる例】

【例 2】優先権証明書の意匠に係る物品の名称等が総括名称であり、我が国の意匠登録出願の意匠に係る物品の欄の記載をその総括名称に含まれる別表第一の物品の区分と同程度の区分とした場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「容器（原文：bottle）」で、図面には一般的な飲料用のペットボトルの形態が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用容器」と記載されている。

101.3.2 一出願に含まれる意匠数について

諸外国において、一出願に含めることができる意匠の数、表し方についての手続規定は様々であるが、我が国の意匠制度に基づき優先権証明書から認定できる意匠ごとに出願を行った場合、1つの出願に含まれる意匠の数が相違したとしても、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

101.3.2.1 優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの一の意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、優先権の認否において同一と認められる。

101.3.2.2 優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、全部又はその一部の構成物品について組物（意匠法第 8 条に規定する経済産業省令で定める別表第二に掲げる組物）の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、優先権の認否において同一と認められる。

101.3.2.3 優先権証明書に記載された意匠と、優先権証明書に記載されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、同一と認められない。

101.3.2.4 複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と認められない。

複数の優先権証明書記載の意匠と我が国への出願に係る意匠をそれぞれ対比すると、我が国の意匠登録出願の意匠はその何れの優先権証明書からも導き出すことができず、又、複数の第一国出願の意匠をそれぞれ個別に我が国への意匠登録出願することが可能であるので、それら複数の優先権証明書記載の意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と認められない。

【両意匠が同一と認められない例】

【例 3】複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願 A：ボールペンの蓋の意匠。

第一国出願 B：ボールペン本体の意匠。

日本出願：第一国出願 A と第一国出願 B とを組み合わせた、ボールペン（蓋＋本体）の意匠。

101.3.3 優先権証明書の添付図面において意匠登録を受けようとする意匠の物品全体の形態が表されていない場合について

~~我が国の意匠登録出願においては、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品全体を開示する必要があるが、~~諸外国においては、願書に添付した図面において意匠登録を受けようとする意匠に係る物品全体を開示する必要がない国等がある。

このため、優先権証明書に添付の図面において、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品の全体の形態が表されていない場合については、開示された範囲及び図面における実線と破線を用いた描き分け、その他願書記載事項等を考慮した、第一国で意匠登録を受けようとする部分と、我が国の意匠登録出願において意匠登録を受けようとする部分とが一致する優先権証明書の記載や図面等を総合的に判断して導き出すことのできる、第一国において意匠登録を受けようとする意匠について、我が国において意匠登録を受けようとする意匠とした場合は、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

101.3.3.1 物品全体の形態が表された意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合

④優先権証明書全体の記載を総合的に判断しても、第一国で意匠登録を受けようとする部分以外の部分を、我が国への意匠登録出願において意匠登録を受けようとする部分とした~~不明な部分の具体的な形態を導き出すことができない~~場合には、両意匠は、同一と認められない。

~~②物品の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、優先権証明書全体の記載を総合的に判断して不明な部分の具体的形態を導き出すことができる場合には、両意匠は、優先権の認否において同一と認められる。~~

101.3.3.2 我が国への意匠登録出願に係る意匠を優先権証明書記載の意匠において具体的形態が表されていた部分について意匠登録を受けようとする部分とし、表されていない部分をそれ以外の部分とする部分意匠の出願とした場合

- ①優先権証明書の記載を総合的に判断しても、具体的形態が表されていた部分の物品全体に対する位置・大きさ・範囲を導き出すことができない場合には、両意匠は、同一の意匠とは認められない。
- ②優先権証明書記載の意匠について、形態が表されている部分の物品全体に対する位置・大きさ・範囲が優先権証明書の図面以外の記載又は物品特性等によって総合的に判断して導き出すことができる場合には、両意匠は、優先権の認否において同一の意匠と認められる。

【両意匠が同一と認められる例】

【例 5】第一国出願で表されていなかった部分を「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」としたとき

第一国出願：折り畳み式の携帯電話機の意匠で、閉じた状態の形態を表す図面のみ記載されており、開いた状態の内側の形態は記載されていない。また、部分意匠の出願であるか否かの記載はない。

日本出願：開いた状態の内側を破線で表し、閉じた状態で表れる部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする、部分意匠の出願。

(説明)

~~諸外国では、必ずしも我が国のように願書に部分意匠の出願であることの明示を要求されない。また、携帯電話機については、我が国では、閉じた状態で現れる部分のみ意匠登録を受けようとする場合であっても、開いた状態の内側の形態を破線で表した図面が必要であるが、諸外国では必ずしも必要とはされていない。~~優先権証明書の記載を総合的に判断すると、第一国出願は、携帯電話機の閉じた状態で表れる部分のみについて意匠登録を受けようとするもので、我が国の制度に当てはめれば部分意匠の出願と認められ、かつ、閉じた状態で表れる部分の携帯電話機全体に対する位置・大きさ・範囲は明確なことから、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、優先権の認否において同一であると認められる。

【両意匠が同一と認められる例】

【例 6】 優先権証明書に記載を総合的に判断すると、意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲を導き出すことができる場合（画像）

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「操作画面（原文：Graphical user interfaces）」で、図面には画像（a）が表示部に表示された状態の携帯電話機（A）の正面図（表示部以外の部分は破線で表されている）と、複数の画像のみ表した図（b、c、d）が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「携帯電話機」で、携帯電話機の表示部について意匠登録を受けようとする部分とする、部分意匠の出願である。携帯電話全体の形状は優先権証明書記載の破線で表された携帯電話機（A）の形態と一致しており、表示部には、画像（c）が表示されている。

（説明）

第一国出願は操作画面について意匠登録を受けようとするものであるが、画像（a）が携帯電話機（A）の表示部に表示された状態を示す図も記載されていることから総合的に判断すると、画像（c）についても、携帯電話機（A）に表示されるものとして、意匠登録を受けようとするものであると認められる。

諸外国では画像のみについて意匠登録を受けることができる場合があるが、我が国への意匠登録出願の意匠において、画像のみで意匠登録を受けることはできない。このため、意匠に係る物品を、優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出せる物品の区分である（例 2 参照）とし、携帯電話（A）に画像（c）を表した表示部のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合、表示部の意匠に係る物品全体に対する具体的な位置・大きさ・範囲は優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出すことができるため、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠が示されているものと認められる。

【両意匠が同一と認められない例】

【例 7】 優先権証明書の記載を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲を導き出すことができない場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「包装用容器（原文：Package）」で、図面には模様のみが記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用箱」で、包装用箱の一部に表された模様部分について意匠登録を受けようとする部分とする部分意匠の出願である。

（説明）

優先権証明書の図面に模様のみしか記載されていない場合、その模様が付される物品の名称を記載していたとしても、優先権証明書の記載からは、その模様の物品全体における位置・大きさ・範囲を導き出すことはできないので、同一の意匠とは認められない。

101.3.4 意匠を構成する部品の組合せ、分離について

優先権証明書に記載されている意匠が、我が国の意匠法第 7 条の規定に照らし一意匠と認められる場合、当該意匠と同じ意匠の単位について我が国への意匠登録出願としたときのみ両意匠は優先権の認否において同一と認められる

101.3.4.1 我が国への意匠登録出願に係る意匠が、優先権証明書に記載されている部品の意匠と、優先権証明書に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合

両意匠は、同一とは認められない。

101.3.4.2 優先権証明書に記載されている意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

両意匠は、同一とは認められない。

【両意匠が同一と認められない例】

【例 8】完成品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：自転車の意匠。

日本出願：自転車用サドルの意匠。

(説明)

第一国出願は、我が国の意匠法第 7 条の規定から一意匠と認められる自転車全体について意匠登録を受けようとするものであり、その自転車を構成する自転車用サドルについて単独で意匠登録を受けようとするものとは認められないため、両意匠は同一とは認められない。

101.3.4.3 優先権証明書に記載されている意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせで完成品とするものであって、優先権証明書にはない組合せについて、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

①優先権証明書の記載全体から総合的に判断して、我が国への意匠登録出願に係る意匠の組合せの態様を含めて第一国において意匠登録を受けようとするものであると認められる場合には、両意匠は、優先権の認否において同一と認められる。

②優先権証明書の記載全体を総合的に判断しても、我が国への意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。

【両意匠が同一と認められる例】

【例 9】優先権証明書に記載されている意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせで完成品とするものであって、優先権証明書には開示されていない組合せについて我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）が記載されている。また、願書に、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）に限らず、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変える旨の記載がある※。

日本出願：蓋付きボールペンの意匠（A+b）。

（説明）

第1国出願において、図示されている意匠は、3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）の合計7つである。

しかし、願書の記載から総合的に判断すると、蓋付きボールペンの意匠（A+a）は例示であり、第一国出願は、図示されていない組合せの意匠（A+b）を含め、蓋付きボールペンの意匠については9つの意匠について登録を受けようとする出願であると認められる。

※第一国の願書に、蓋付きボールペンの意匠（A+a）が記載されていない場合、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変えるか否かが明確でない場合等、優先権証明書の記載全体を総合的に判断しても、我が国への意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。

101.3.5 意匠の構成要素（形状、模様、色彩）が異なる場合について

両意匠が、同一と認められるためには、両意匠に係る物品の形状、模様、色彩（以下、「意匠の構成要素」という。）が同一でなければならない。

意匠の構成要素が異なれば別異の意匠であり、類否に影響を及ぼすことになるので、原則として、意匠の構成要素を変更した場合にまで優先権主張の効果を認めることはできない。

ただし、構成要素が異なったとしても、優先権証明書の記載により、我が国の意匠登録出願の意匠にない構成要素について、意匠登録を受けようとするものでないと認められる場合、及び、意匠の作図方法等の表現方法が異なる場合に、我が国の意匠登録出願に記載された意匠と同一の意匠について、優先権証明書記載の図面等を総合的に判断したときに、当然に導き出すことができるものと認められる場合は、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

(意匠の表現方法が異なる場合の例)

- ①優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とが、異なる図法により表されている場合
- ②優先権証明書記載の意匠が図面（CG を含む）で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表されている場合
- ③優先権証明書記載の意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（CG を含む）で表されている場合

【両意匠が同一と認められる例】

【例 1 0】表現方法は異なるが、優先権証明書の記載を総合的に判断すると、我が国の意匠登録出願の意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができる場合

第一国出願：くぎの意匠。色彩のない図面によって表されているが、願書に鉄製であることが記載されている。

日本出願：くぎの意匠。写真によって表わされており、一般的な鉄製のくぎに表れるような金属光沢、金属様色彩を有する。

(説明)

優先権証明書記載の意匠に模様及び色彩はないものの、鉄製であることが願書に記載されていることを総合すると、我が国の意匠登録出願に添付された写真によって表わされた金属光沢、金属用模様を有するくぎの意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができることから、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と認められる例】

【例 1 1】優先権証明書記載の意匠が斜視図 2 図で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が正投影図法による 6 面図により表されている場合

第一国出願：意匠が正面、平面、右側面側からの斜視図と、背面、底面、左側面側からの斜視図により表されている。

日本出願：意匠が正投影図法による 6 面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図）により表されている。これら 6 面図によって表された形態は、優先権証明書記載の斜視図から当然に導き出せる内容と一致する。

(説明)

優先権証明書に記載の図面が、6 面が表れた斜視図 2 図であって、これらの図を総合的に判断して、当然に導き出せる内容と、我が国への出願の意匠とが一致するため、図法が異なるだけで両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と認められる例】

【例 1 2】優先権証明書記載の意匠が写真で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（着色図面）で表されている場合

第一国出願：意匠が写真によって表されており、色彩を有する。

日本出願：意匠が図面によって表されており、第一国出願で表された色彩と同じ色彩が着色されている。

101.3.6 優先権の基礎となる出願が意匠登録出願及び実用新案登録出願でない場合

特許出願又は商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることについては、パリ条約に規定はない。これらのパリ条約に規定されていない優先権主張の効果については、我が国において、それらの法域相互間の出願の変更が可能か否かに基づき判断する。

101.3.6.1 優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合

我が国においては、特許法と意匠法での法域相互間の出願の変更が可能である。

したがって、特許出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠が示されていれば、優先権主張の効果は認められる。

101.3.6.2 優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合

我が国において、商標登録出願から意匠登録出願への出願の変更は認められていない。

したがって、商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権の主張の効果は認められない。

なお、優先権の基礎となる第一国への商標登録出願が、立体商標であった場合も、優先権の主張の効果は認められない。

101.3.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う個別の意匠登録出願の意匠の同一の考え方

①部分意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」 71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」参照

②組物の意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 2 章「組物の意匠」 72.1.7「パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願」参照

第 8 章 部分意匠の国際意匠登録出願

118 関連条文

意匠法：第 2 条第 1 項、第 2 項、第 60 条の 6 第 1 項

意匠法施行規則：様式第 2 備考 8、様式第 6 備考 11、備考 14、様式第 8 備考 3

ハーグ協定共通規則：第 9 規則 (2) (b)

ハーグ協定実施細則：第 403 節

118.1 国際意匠登録出願における部分意匠の取扱い

国際出願では、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色により表すことが認められている（ハーグ協定共通規則第 9 規則 (2) (b)、ハーグ協定実施細則第 403 節）。この「保護を求めないもの」の表現は、我が国意匠法において明示的に予定されたものではないが、ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の趣旨を踏まえ、「保護を求めないもの」が表された国際意匠登録出願のうち、当該「保護を求めないもの」が、意匠に係る物品のうちの「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」（以下「その他の部分」という。）に相当し、その結果、「意匠登録を受けようとする部分」を明確に認定することができるもの、すなわち、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとする出願であると認めることが適当なものについては、我が国における部分意匠の意匠登録出願として取り扱う。

118.1.1 部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載

118.1.1.1 部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書の記載

（１）「意匠に係る物品」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.2.1「部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項」（２）「意匠に係る物品」の欄の記載」及び第 11 部「国際意匠登録出願」第 6 章「国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

（２）「意匠の説明」の欄の記載

部分意匠の国際意匠登録出願においては、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、「意匠の説明」の欄に記載することができる。（ハーグ協定実施細則第 403 節）

~~なお、国際出願の出願様式には、国内の意匠登録出願に係る願書の「部分意匠」の欄の記載が認められていない。~~

118.1.1.2 部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面の記載

部分意匠の国際意匠登録出願においては、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、点線若しくは破線又は着色により表示することができる。(ハーグ協定実施細則第 403 節)

118.1.2 部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載を総合的に判断して行う。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ及び範囲
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

上記①～④の認定については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」及び第 11 部「国際意匠登録出願」第 2 章「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」112.2「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」を参照されたい。

118.1.3 部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたもの(注)が意匠登録を受けるためには、全体意匠の国際意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものとは、意匠法第 2 条第 1 項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→
118.1.3.1)
- (2) 新規性を有すること (→
118.1.3.2)
- (3) 創作非容易性を有すること (→
118.1.3.3)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→
118.1.3.4)

118.1.3.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→
118.1.3.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→
118.1.3.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→
118.1.3.1.3)

118.1.3.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するものであることについては、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.1.1「意匠を構成するものであること」を参照されたい。

118.1.3.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、国際意匠登録出願に係る願書の「意匠に係る物品」、「意匠の説明」の欄及び図面の記載を総合的に判断した場合に、当該国際意匠登録出願に係る意匠が我が国意匠法における部分意匠に相当することが当然に導き出されなくてはならない。

次に、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

さらに、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が具体的に表されていなければならない。

なお、部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるた

め、第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「意匠登録の要件」

113.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」

71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」(1)「意匠が具体的なものと認められる場合の例」を参照されたい。

(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載が以下のような状態にあり、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①国際意匠登録出願に係る願書の「意匠の説明」の欄に「保護を求めないもの」を特定する方法についての記載がなく、国際意匠登録出願に係る図面の記載を総合的に判断しても、部分意匠の国際意匠登録出願であるか、全体意匠の国際意匠登録出願であるか明らかでない場合
- ②国際意匠登録出願に係る図面の記載に、意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうか不明確なものが含まれており、全体意匠の国際意匠登録出願であるか部分意匠の国際意匠登録出願であるかが明確でない、又は「意匠登録を受けようとする部分」若しくは「その他の部分」の形態が明らかでない場合
- ③部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合
- ⑤「その他の部分」の全体の形態が表されていないか、各図が一致していないことで、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に占める位置、大きさ、範囲が特定できない場合
- ⑥「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合
- ⑦「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合

(i) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合

(ii) 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合

~~⑧破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的ではなく、「意匠登録を受けようとする部分」の部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が明らかでない場合~~

118.1.3.1.3 工業上利用することができるものであること

工業上利用できるものであることについては、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.1.3「工業上利用することができるものであること」を参照されたい。

国際意匠登録出願に係る意匠が、我が国意匠法における部分意匠に相当すると判断した場合、審査官は、国際意匠登録出願に係る願書に「部分意匠」の欄を記載すべきものと認め、出願人の手続補正により、又は審査官が、「部分意匠」の欄を追記する（他に拒絶の理由等がない場合、「部分意匠」の欄を追加するためだけの手続補正は要さない。）。

118.1.3.2 新規性

新規性については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.2「新規性」、第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.2.1「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号」及び 113.2.2「意匠法第 3 条第 1 項第 2 号」を参照されたい。

118.1.3.3 創作非容易性

創作非容易性については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.3「創作非容易性」を参照されたい。

118.1.3.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.4「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.4「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

118.1.4 部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 4 章「国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

118.1.5 部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定

部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定の適用の判断基準については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定」を参照されたい。

118.1.6 部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 6 章「国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」（116.1.2.3「部分意匠についての取扱 い」を除く。）を参照されたい。

118.1.7 組物の意匠に係る部分意匠

組物の意匠に係る部分意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 9 章「国際意匠登録出願における組物の意匠」を参照されたい。

118.1.8 部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 1 0 条の規定

部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 1 0 条の規定については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 1 0 条の規定」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 7 章「国際意匠登録出願に関する意匠法第 9 条の規定」を参照されたい。

118.1.9 部分意匠の国際意匠登録出願に関する要旨の変更**118.1.9.1 部分意匠の意匠の要旨**

部分意匠の意匠の要旨については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.10.1「部分意匠の意匠の要旨」を参照されたい。

118.1.9.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

要旨を変更するものとなる補正の種類については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.10.2「要旨を変更するものとなる補正の種類」及び第 11 部「国際意匠登録出願」第 12 章「国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の補正」1112.2.1.2.1「要旨を変更するものとなる補正の種類」を参照されたい。

118.1.9.3 国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

~~（1）「部分意匠」の欄を追加する補正~~

~~出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であるか、全体意匠の国際意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、「部分意匠」の欄を追加することによって、当該国際意匠登録出願を部分意匠の国際意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。~~

~~出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。~~

~~（2）~~1）「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、部分意匠の国際意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

- (2-3) 部分意匠の国際意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄から削除して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかを不明確とする補正、又は当該国際意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

118.1.9.4 国際意匠登録出願に係る図面の記載についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する部分意匠の国際意匠登録出願を一の「意匠登録を受けようとする部分」を有する部分意匠の国際意匠登録出願にする補正
物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の国際意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、図面に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

- (2) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

(3) 「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正し、その願書の記載についても必要な訂正をして当該部分意匠の国際意匠登録出願を全体意匠の国際意匠登録出願に変更する補正は、要旨を変更するものである。

(4) 「保護を求めないもの」を表す破線等を削除する補正

出願当初の図面に破線等が記載されており、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該破線等が部分意匠の意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを「保護を求めないもの」として表していることを当然に導き出すことができないときに、当該破線等を削除する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の図面において破線等が記載されているが、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該破線等が部分意匠の意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを「保護を求めないもの」として表していることを当然に導き出すことができるときに、当該破線等を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

118.1.10 部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願

部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.11「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

118.1.11 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」及び第 11 部「国際意匠登録出願」第 14 章「国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第 2 章 各論

122.1 意匠登録出願に係る意匠の認定

(1) 全体意匠の認定（→ 第 1 部 第 2 章）

本願意匠の新規性、創作非容易性等を判断する前提として、意匠の内容を把握しなければならない。この作業を意匠の認定という。

本願意匠の認定においては、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識（当業者の知識）に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等により総合的に判断する。

- ① 意匠に係る物品
- ② 意匠に係る物品の形態

意匠に係る物品については、願書の「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄等の記載並びに願書に添付した図面等から、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

意匠に係る物品の形態については、願書に添付した図面等及び願書の「意匠の説明」の欄等の記載から、意匠に係る物品全体の形態、各部の形態を認定する。

(2) 部分意匠の認定（→ 71.3）

部分意匠の本願意匠の認定においては、以下の点に関して、~~「意匠の説明」の欄に記載された「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法に留意し~~「意匠登録を受けようとする部分」を特定したうえで、願書の記載及び願書に添付した図面等により総合的に判断する。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

部分意匠の意匠に係る物品については、願書の「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄等の記載並びに願書に添付した図面等から、部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能については、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲については、願書に添付した図面等及び願書の「~~意匠の説明~~」の欄等の記載から認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の形態については、願書に添付した図面等及び願書の「意匠の説明」の欄等の記載から認定する。

(3) 意匠の認定の際の留意事項

本願意匠の認定の際に、願書の記載又は願書に添付した図面等に記載不備を発見した場合は、当該記載不備が具体的な意匠を認定する上で合理的に善解し得るか否かを判断する。(21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)

なお、出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合であっても、開示された範囲を部分意匠と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合は、意匠が具体的なものであると判断する。

122.2 先行意匠調査

先行意匠調査は、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、第3条の2）、先願の要件（意匠法第9条）及び関連意匠の要件（意匠法第10条）の判断に資する先行意匠等を発見するために行う。

なお、本願意匠の属する分野を特定することができないときは、先行意匠調査に先立ち、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか（意匠法第3条第1項柱書）、二つ以上の意匠が包含されていないかどうか（意匠法第7条）、組物の意匠の場合は、組物の意匠と認められる要件を満たしているかどうか（意匠法第8条）について検討し、拒絶理由を発見した場合は拒絶理由を通知する。(72.1.1「組物の意匠と認められる要件」参照)

(1) 参考文献

本願意匠の新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献という。

本願意匠と意匠全体として又は各部の形態において共通する点が認められる先行意匠等を発見し、それが掲載されている審査資料を参考文献として記録する。

また、審査官が本願意匠及びその意匠の属する分野を理解するための参考とした先行意匠等が掲載されている審査資料がある場合には、参考文献として記録することができる。

(2) 先行意匠調査手法

- ① 意匠登録出願では、出願人がその意匠において重要と考える形態や、その物品において重視される部分についての説明を記載することを出願人に求めている。よって、審査官は、まず、先行意匠調査における審査資料の範囲の設定や参考文献の抽出のために、先行意匠調査に先立って、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づき、自らその意匠の形態について注意を引く部分や注意を引く程度を推測する必要がある。その推測においては、関連意匠の意匠登録出願の場合は、本意匠との形態上の共通点、また、意匠登録出願に特徴記載書が提出されている場合は、特徴記載書の内容も参考にする。(131.1「特徴記載書とは」参照)
- ② 先行意匠調査は、意匠登録出願、公知資料（国内外の図書、国内外の雑誌、国内外のカタログ、国内外の特許庁の意匠公報、インターネット上のホームページ）、公開特許公報及び登録実用新案公報等の審査資料を対象として行う。
- ③ 審査官としての知識、経験及び本願意匠の属する分野における過去の意匠登録出願の審査判断に基づき、調査すべき審査資料の範囲を設定し、本願意匠と関連性の高い物品分野を優先して調査を行う。通常は、願書の記載及び願書に添付した図面等から、本願意匠の意匠に係る物品が含まれる日本意匠分類を調査範囲として設定し、その日本意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料から調査を開始する。
- ④ 調査範囲を拡大すべきか否かは、調査範囲として設定した日本意匠分類の調査結果を考慮しつつ決定する。すなわち、本願意匠の意匠に係る物品が含まれる日本意匠分類に属する審査資料を調査した結果、新規性、創作非容易性等を合理的に判断するために十分な先行意匠等が発見できなかった場合において、以下の例のように、新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が発見される可能性がある調査手法が考えられるときは、調査の迅速性と的確性の両面を考慮したうえで、もっとも効率的に先行意匠を発見することが可能と想定される調査手法を追加する。

（調査範囲拡大における先行意匠調査手法の例）

- (i) 本願意匠の意匠に係る物品と用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品が含まれる可能性がある日本意匠分類又はロカルノ協定（注）が定める意匠の国際分類（以下「国際

意匠分類」という。)がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。

(注)

正式には、千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定。

- (ii) 本願意匠の構成要素となる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が表されている先行意匠等が含まれる可能性がある日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。
- (iii) 本願意匠が部品の意匠又は部分意匠であり、その部品又は「意匠登録を受けようとする部分」の形態が先行意匠の一部として開示された先行意匠が含まれる可能性がある物品を含む日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。
- (iv) 本願意匠の「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」又は「意匠の説明」の欄に、その物品の特徴を表すと認められる語句が記載されている場合は、その語句を「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」又は「意匠の説明」の欄に含む意匠登録出願及びその語句を「意匠に係る物品」に含む公知資料の調査を行う。
- (v) 本願意匠の意匠に係る物品に関連する特許の技術分野があり、その技術分野の公開特許公報及び登録実用新案公報等に当該物品の形態が表されている可能性がある場合は、その技術分野に属する公開特許公報及び登録実用新案公報等の調査を行う。
- (vi) 本願意匠が創作非容易性の登録要件を満たさない可能性がある場合は、必要に応じて、創作非容易性の判断の基礎となる資料及び当業者にとってありふれた手法であること等の根拠となる資料の調査を行う。

(vii) 発見された先行意匠に参考文献が記録されている場合は、その先行意匠の参考文献の調査を行う。

(viii) 意匠登録出願の出願人が過去に意匠登録出願をしている場合は、その過去の意匠登録出願及びその参考文献の調査を行う。

(3) 先行意匠調査の終了

本願意匠について、新規性、創作非容易性等を判断するのに十分な先行意匠等が発見されたとき、又は、調査範囲を拡大しても、有意義な先行意匠等を発見する可能性が非常に小さくなったときは、先行意匠調査を終了することができる。

122.3 新規性、創作非容易性等の検討

先行意匠調査にて発見された先行意匠等の内容が、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項、第 3 条の 2）、先願の要件（意匠法第 9 条）及び関連意匠の要件（意匠法第 10 条）に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて、以下の要領で検討する。

また、その他、意匠登録出願が意匠法第 17 条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。

(1) 資料の書誌的事項の確認

意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用を検討する場合には、先行意匠等の公知日と本願意匠の登録要件等の判断の基準日との関係を確認する。（意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用を検討する際には、日のみでなく時分も考慮する。）

意匠法第 3 条の 2、第 9 条、第 10 条の規定の適用を検討する場合には、先行意匠（先願の意匠）の登録要件等の判断の基準日と公報発行日及び出願人又は意匠権者と、本願意匠の登録要件等の判断の基準日及び出願人との関係を確認する。

(意匠法第 3 条の 2)

24.1.6.1 「意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること」 参照

24.1.6.2 「(略) 先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（略）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと」 参照

24.1.7 「意匠法第 3 条の 2 の規定の適用に関する時期的要件」 参照

(意匠法第 9 条)

61.1.10 「類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い」 参照

61.1.11 「同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い」 参照

61.1.12 「意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の判断の基準日」 参照

61.1.13 「パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の判断の基準日」 参照

(意匠法第 10 条)

73.1.1.1 「本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること」 参照

73.1.1.3 「本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報(略)の発行の日前に出願された意匠登録出願であること」 参照

なお、ここでいう「登録要件等の判断の基準日」とは以下のいずれかの日のことをいう。

- ① 出願日
- ② パリ条約による優先権等の基礎となる第一国への最初の出願の日
- ③ 分割出願、変更出願の場合のものと出願の出願日
- ④ 補正却下後の新出願の場合の手續補正書の提出日

発見された先行意匠が、新規性の喪失の例外（意匠法第 4 条第 1 項又は第 2 項）の規定の適用を受けようとする公開意匠であるときは、新規性喪失の例外の規定の適用の申請が所定の要件を満たしているか否かを確認する。（第 3 部「新規性の喪失の例外」参照）

（2）新規性等の判断における意匠の類否判断（→ 22.1.3）

新規性（意匠法第 3 条第 1 項各号）、先願（意匠法第 9 条）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第 3 条の 2）に関する拒絶理由を検討する際の、先行意匠と本願意匠との対比及び判断は、主に以下の点に留意して行う。

- ① 本願意匠と拒絶理由の通知において引用する先行意匠（以下「引用意匠」という。）の類否判断は、需要者（取引者を含む）を判断主体とする。
- ② 本願意匠と引用意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であるか否かを判断する。この場合、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。
- ③ 本願意匠と対比可能な程度に十分に引用意匠が表されていることを確認し、本願意匠と引用意匠を対比し、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）及び各部の形態における共通点及び差異点を認

定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を以下の（i）と（ii）の観点から行う。

- （i）その形態を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価
- （ii）先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価

部分意匠については「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、位置、大きさ、範囲、形態の共通点及び差異点を認定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を行う。（71.4.2.2.1「公知の意匠と部分意匠との類否判断」参照）

- ④ 両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、意匠全体として需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

（3）創作非容易性の判断（→ 第 2 部 第 3 章）

創作非容易性（意匠法第 3 条第 2 項）の判断は、本願意匠が、先行意匠等に基づいて、容易に創作できたものであるか否かを検討することにより行う。

創作非容易性の判断は、主に以下の点に留意して行う。

- ① その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）を創作非容易性の判断主体とする。
- ② 創作非容易性の判断の基礎となる資料が公然知られたものであること又は広く知られたものであることを確認する。また、公然知られたものである場合は、その事実の証拠を確認する。
- ③ 当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であることを示す具体的な事実の証拠を確認する。

（4）意匠法第 17 条各号に該当するか否かの判断

意匠登録出願が意匠法第 17 条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。例えば、意匠に不登録事由があるかどうか

（意匠法第 5 条各号）、意匠登録出願が経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分によるものかどうか（意匠法第 7 条）について検討する。（第 4 部「意匠登録を受けることができない意匠」参照、第 5 部「一意匠一出願」参照）

122.4 拒絶理由の通知

拒絶理由を発見した場合には、出願人に対し、拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書の提出の機会を与える（意匠法第 19 条において準用する特許法第 50 条）。

122.4.1 拒絶理由の通知を行う際の留意事項

拒絶理由の通知を行う際には、主に以下の点に留意して、出願人が拒絶理由の主旨を明確に理解できるように具体的に指摘する。

- (1) 拒絶理由は、出願人が理解しやすいようにできるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。
- (2) 意匠が具体的なものではなく、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないことが明らかな意匠については、願書の記載及び願書に添付した図面等における不備の箇所及びその理由を具体的に示す。(21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)
- (3) 本願意匠が意匠法第 3 条第 1 項各号、第 3 条の 2、第 9 条第 1 項の規定に該当し、新規性、先願等の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。また、引用意匠の特定にあたっては、引用意匠の出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。その際、本願意匠が部品の意匠又は部分意匠である場合は、必要に応じて対比、判断をするための引用部分を明示する。

なお、本願意匠が意匠法第 3 条の 2 の規定と意匠法第 9 条第 1 項の規定に同時に該当する場合（本願意匠と先願の意匠が同一又は類似の部分意匠であり、それぞれの出願人が同一でない場合）は、審査実務上、意匠法第 3 条の 2 の規定を適用する。(71.9.1.1「意匠法第 9 条第 1 項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」参照)
- (4) 本願意匠が意匠法第 3 条第 2 項の規定に該当し、創作非容易性の登録要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。その際、提示を要しないほど明らかな場合を除き、創作非容易性の判断の基礎となる資料及び当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であることを示す具体的な事実を提示する。(23.6「創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示」参照、23.7「当業者にとってありふれた手法であることの提示」参照)

創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示にあたっては、出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。

なお、意匠法第 3 条第 2 項の規定は、本願意匠が、意匠法第 3 条第 1 項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。（23.8 「意匠法第 3 条第 1 項各号との適用関係」 参照）

- （5）意匠登録出願が意匠法第 7 条に規定する一意匠一出願の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により意匠ごとにされているものとは認められない理由を具体的に示す。（第 5 部「一意匠一出願」 参照）

122.4.2 出願人との意思疎通の確保

- （1）審査官は、迅速、的確な審査に資すると認められる場合には、出願人との意思疎通を確保するための補助的な手段として、電話、ファクシミリ、面接等を活用し、出願人に対して丁寧でわかりやすい対応に努める。面接等は『面接ガイドライン【意匠審査編】』に基づいて行い、手続の透明性を確保すべく面接記録又は対応記録を作成する。なお、意匠登録出願に代理人がある場合は、原則として代理人と面接等を行う。

なお、意匠に係る物品全体の形態の開示がなされていない場合に開示された範囲について意匠登録を受けようとするを部分意匠と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合等、特段の拒絶理由に該当しない場合は、開示されていない部分等についての出願人の意図を確認したり、補正を促したりするための対応は行わない。

- （2）担当審査官が変更されても、審査の継続性を維持、確保する運用が行われるようにする。もし、前任の審査官と異なる判断をする場合には、特に出願人との意思疎通に留意する。

122.5 国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報

国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合、拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第 12 条(1)及び(2)）。

122.5.1 拒絶の通報

拒絶の通報を行う際には、以下の点に留意する。

- （1）国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合には、以下の場合が含まれる。

- ① 当該国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第 17 条各号）に該当する場合（国際意匠登録出願の場合の拒絶理由の通知は、拒絶の通報により行う。）
- ② 当該国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合
- ③ 当該国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合（待ち通知）

一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらず、通常の拒絶理由通知等により行う。

- (2) 上記 (1) ①～③のいずれかに該当する場合、国際公表後 12 月以内に国際事務局に対して拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第 12 条(2)(a)、ハーグ協定共通規則第 18 規則(1)(b)）。

- (3) 拒絶の通報には、その根拠となる全ての理由（注）を記載する（ジュネーブ改正協定第 12 条(2)(b)）。また、当該理由に対応する法令の主要な規定について言及する（ハーグ協定共通規則第 18 規則(2)(iii)）。

（注）

拒絶の通報に記載すべき「全ての理由」は、拒絶の通報を行う時点で提示し得る理由であって、同時に通知することが合理的な範囲のものとする。

- (4) 拒絶の通報は英語で行う（ハーグ協定共通規則第 6 規則(3)(i)）。

122.6 意見書又は手続補正書が提出されたとき

- (1) 意見書又は手続補正書の内容の検討

拒絶理由を通知した後に、意見書又は手続補正書が提出された場合は、意見書を精読し、意見書の内容を十分に理解した上で、意見書において主張されている各事項について検討を行い、また、手続補正書の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。

- (2) 手続補正書の取扱い

願書又は図面等に対してなされた補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認められる場合（以下①②に示す場合）には、当該補正を決定をもって却下する（意匠法第 17 条の 2）。補正の却下の決定は、その理由（複数ある場合はその全ての理由）を示して行う。（82.1「補正の却下とは」参照）

- ① その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正
- ② 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正

補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものでない場合は、補正後の願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて審査を継続する。

なお、補正は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、することができる（意匠法第 60 条の 24）。（81.1.2「補正の時間的制限」参照）

（3）意見書又は手続補正書提出後の拒絶理由の通知

意見書又は手続補正書の提出により先に通知した拒絶理由は解消されたが、他に拒絶理由を発見したときは、改めて拒絶理由を通知する。

122.7 査定

122.7.1 登録査定

審査官は、意匠登録出願について拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする（意匠法第 18 条）。

登録査定に際しては、本願意匠について、拒絶理由を構成するには至らないが、以下に示す先行意匠等に該当し、審査において特に参考にしたものについては、その先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献として意匠公報に掲載する。

- （1）本願意匠と、意匠全体として共通点が認められる先行意匠
- （2）本願意匠と、形態の一部において共通点が認められる先行意匠等

122.7.2 拒絶査定

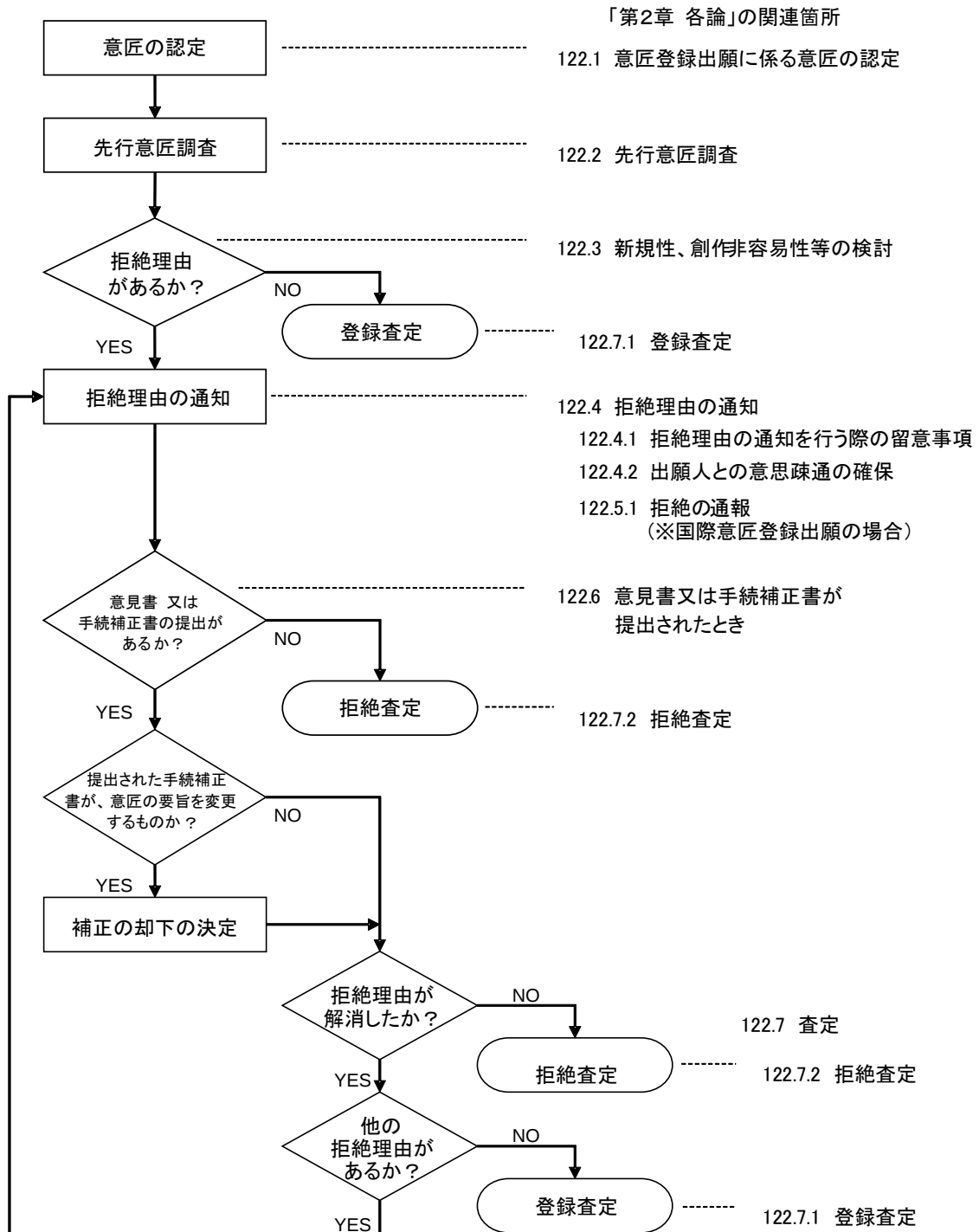
拒絶理由の通知に対する意見書及び手続補正書によっても、拒絶理由が解消しない場合は、すみやかに拒絶査定をする（意匠法第 17 条）。

拒絶査定に際しては、以下の点に留意する。

- （1）拒絶理由が解消されていない具体的な理由がわかるように、平明な文章で記載する。

- (2) 意見書において主張されている事項については、拒絶理由の主旨に添って、審査官の判断を明確に記載する。
- (3) 通知した拒絶理由にとらわれて、新たな先行意匠等を引用して、無理な拒絶査定をしてはならない。ただし、ありふれた態様であることや当業者にとってありふれた手法であることを補強するための先行意匠等の提示を行うことはできる。

【図】 審査の主な流れ



別添 組物の構成物品表の例

~~組物の意匠は、原則、それぞれの「構成物品」の欄内に掲げられる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならない。~~

~~それ以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものとする。~~

~~なお、「備考」の欄に注意書が付されている組物は、その「構成物品」の欄内の二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいは細分された「構成物品」の欄ごとの組み合わせによるものを組物と取り扱う。~~

	組物	構成物品	備考
1	一組の下着セット	ブラジャー ガードル パンティ スリップ キャミソール ペチコート ボディスーツ	欄内の二種以上の物品を含むもの
2	一組のカフスボタン及び ネクタイ止めセット	カフスボタン ネクタイ止め	
3	一組の装身具セット	ネックレス イヤリング	
4	一組の喫煙用具セット	卓上ライター 灰皿	
5	一組の美容用具セット	電気マッサージ器 電気眉毛そり器 電気洗顔パフ 電気吸引パター	いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるもの
6	一組のひなセット	内裏びな 三人官女 五人ばやしびな 左右大臣びな	
7	一組の洗濯機器セット	電気洗濯機 衣類乾燥機	
8	一組の便所清掃用具セット	ケース付たわし 汚物入れ	
9	一組の洗面用具セット	歯ブラシ立て コップ	

※検討中資料資料 4

10	一組の電気歯ブラシセット	電気歯ブラシ ホルダー	
11	一組のキャンプ用鍋セット	なべ フライパン	
12	一組の紅茶セット	紅茶わん及び受皿 ティーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
13	一組のコーヒーセット	コーヒー茶わん 及び受皿 コーヒーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
14	一組の酒器セット	グラス 氷入れ グラス デカンタ 徳利 杯	いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の
15	一組の食卓用皿及び コップセット	食卓用皿 コップ	
16	一組のせん茶セット	せん茶茶碗 きゅうす	
17	一組のディナーセット	肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ	
18	一組の薬味入れセット	食卓塩振り こしょう振り しょう油つぎ ソースつぎ	いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の
19	一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセット	ナイフ フォーク スプーン	

※検討中資料資料 4

20	一組のいすセット	いす (二以上)	
21	一組の応接家具セット	テーブル 安楽いす	
22	一組の屋外用いす及び テーブルセット	屋外用いす 屋外用テーブル	
23	一組の玄関収納セット	下駄箱 収納棚	
24	一組の収納棚セット	収納棚 (二以上)	
25	一組の机セット	机 脇机	
26	一組のテーブルセット	テーブル (二以上)	
27	一組の天井灯セット	天井灯 天井灯用つり飾り	
28	一組のエアーコン ディショナーセット	エアーコンディショ ナー エアーコンディショ ナー室外機	
29	一組の洗面化粧台セット	洗面化粧台 化粧鏡 収納棚	
30	一組の台所セット	流し台 調理台 ガス台 収納棚	
31	一組の便器用付属品セット	便蓋カバー 便座カバー 便所用マット	
32	一組の紅茶セットおもちゃ	各構成物品は上記お もちゃでない組物に それぞれ準ずる。	
33	一組のコーヒーセット おもちゃ		
34	一組のディナーセット おもちゃ		
35	一組の薬味入れセット おもちゃ		
36	一組のナイフ、フォーク 及びスプーンセット おもちゃ		

※検討中資料資料 4

37	一組のゴルフクラブセット	ゴルフクラブ (二以上)	
38	一組のドラムセット	ドラム シンバル	
39	一組の事務用具セット	はさみ ペーパーナイフ ペーパーカッター 定規 ステープラー	欄内の二種以上 の物品を含むもの
40	一組の筆記具セット	シャープペンシル ボールペン 万年筆 マーキングペン	欄内の二種以上 の物品を含むもの
41	一組の自動車用 エアスポイラーセット	自動車用空気整流器 (二以上)	
42	一組の自動車用 シートカバーセット	シートカバー (二以上)	
43	一組の自動車用 フロアマットセット	フロアマット (二以上)	
44	一組の自動車用 ペダルセット	アクセルペダル ブレーキペダル	
45	一組の自動二輪車用 カウルセット	カウル (二以上)	
46	一組の自動二輪車用 フェンダーセット	フロントフェンダー リアフェンダー	
47	一組の車載用経路誘導機 セット	車載用経路誘導機本 体 モニターテレビ受像 機	
48	一組のオーディオ機器 セット	チューナー アンプ スピーカーボックス	チューナーとアン プ一体型も含む。
49	一組の車載用オーディオ 機器セット	車載用チューナー 車載用アンプ スピーカーボックス	車載用チューナー と車載用アンプ一 体型も含む。
50	一組のスピーカー ボックスセット	スピーカーボックス (二以上)	

※検討中資料資料 4

51	一組のテレビ受像機セット	テレビ受像機 テレビ台	
52	一組の光ディスク再生機 セット	モニターテレビ 受像機 光ディスク再生機	
53	一組の電子計算機セット	電子計算機 電子計算機用データ 表示機又は データ出力機 電子計算機用データ 表示機付き 電子計算機 電子計算機用 キーボード又は データ入力機 電子計算機用 キーボード付き 電子計算機 電子計算機用 データ表示機 電子計算機 (二以上(複数の 筐体により構 成されたもの)) 電子計算機 データ入出力用 補助機	いずれかの欄の構 成物品の組み 合わせ方によるも の
54	一組の自動販売機セット	自動販売機 (二以上)	
55	一組の医療用エックス線 撮影機セット	エックス線撮影機 医療用ベッド	
56	一組の門柱、門扉 及びフェンスセット	門柱 門扉 フェンス	